

# ねりまの国保

令和元年度（2019年度）

— 平成30年度実績 —

練馬区 区民部

国保年金課・収納課



# 目 次

1	練馬区国民健康保険の沿革	1~8
2	保険料率等の推移	9・10
3	組織図と事務分掌（国民健康保険関係部署）	11
4	国民健康保険運営協議会	12・13
5	被保険者	14
	（1）国民健康保険の被保険者	14
	（2）被保険者の加入状況	15
	（3）被保険者の構成比（各年度平均）	16
	（4）外国人被保険者の加入状況	16
	（5）練馬区人口と国保被保険者との年齢構成の対比	17
	（6）理由別増減の内訳	18
	（7）加入者・医療費諸率の推移	18
6	保険給付	19
	（1）療養の給付等（現物給付）	19~24
	（2）療養費の支給（現金給付）	24
	（3）高額療養費支給、高額療養費資金貸付、高額医療・高額介護合算療養費	25~27
	（4）その他の給付（出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金）	28・29
	（5）一部負担金の減免	29
	（6）医療費の適正化	30・31
7	保険料	32
	（1）賦課率・保険料率等の推移	32
	（2）平成30年度保険料算定方法	33
	（3）特別区国保共通基準等の保険料算定のしくみ	34
	（4）均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（本算定時点）	35
	（5）保険料収入の推移	36~37
	<参考> 保険料階層別の収納率（現年分）	37
	（6）保険料納付方法の状況	38
	（7）保険料の減額賦課	39
	（8）非自発的失業者の保険料軽減	39
	（9）保険料の減免	40
	（10）東日本大震災の被災者に係る保険料減免	40
8	財政	41
	（1）歳入	42
	（2）歳出	42
	（3）歳入決算状況	43
	（4）歳出決算状況	43

9 保健事業	44
(1) 練馬区国民健康保険データヘルス計画	44
(2) 特定健康診査・特定保健指導	44
(3) 特定健康診査の受診・特定保健指導の利用勧奨	45
(4) 糖尿病重症化予防事業	45
(5) 保養施設	45
10 趣旨普及	46
(1) 印刷物による周知	46
(2) ねりま区報による周知	46
(3) インターネットによる案内	46
<資料編>	47
国民健康保険制度のしくみ、退職者医療制度のしくみ	47
国民健康保険事業状況報告書（平成30年度）	48～72



昭和48年	1月	・ 国の施策として70歳以上の老人医療費の無料化
	12月	・ 30,000円を超える一部負担金について高額療養費の支給開始（任意給付）
昭和49年	4月	・ 4係（管理・資格賦課・保険料第一・第二）から6係（管理・給付・保険料・資格賦課・整理第一・第二）に組織改正
		・ 助産費..... 20,000円
		・ 葬祭費..... 10,000円
	10月	・ 保険料賦課限度額 80,000円（昭和49年10月1日施行のため昭和49年度は半年分40,000円）
		・ 保険料特例減免制度実施
昭和50年	4月	・ 保険料訪問徴収制度廃止。完全自主納付制度となる。
昭和51年	2月	・ 高額療養費が法定給付となる。
	4月	・ 助産費..... 40,000円
	8月	・ 高額療養費自己負担限度額を39,000円に改定
昭和52年	4月	・ 保険料消込事務に、光学文字読取装置（OCR）導入
昭和53年	4月	・ 助産費..... 60,000円
		・ 葬祭費..... 20,000円
		・ 高額療養費貸付制度の新設
昭和55年	4月	・ 区条例により、保険料納付義務者を明文規定
		・ 助産費..... 80,000円
		・ 葬祭費..... 30,000円
昭和56年	4月	・ 保険料に関する申告義務についての規定の新設
		・ 保険料減額の特例に関する区条例の記述のうち「昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の保険料の減額に限り」の規定を削除
昭和57年	4月	・ 所得割の算定基準を前年度住民税から当該年度住民税に改定
		・ 助産費..... 100,000円
		・ 賦課額算定の特例に関する規定の新設
		・ 賦課額の修正の申出に関する規定の新設
	9月	・ 条例第24条の2（保険料の減免の特例規定）を削除
		・ 高額療養費自己負担限度額を45,000円に引き上げ（非課税世帯および70歳以上の被保険者については39,000円に据置き）
昭和58年	1月	・ 高額療養費自己負担限度額を51,000円に引き上げ（非課税世帯および70歳以上の被保険者については39,000円に据置き）
	2月	・ 老人保健法施行 外来 1か月 400円 入院 1日 300円（ただし2か月を限度とする）
昭和59年	10月	・ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行
		・ 退職者医療制度の創設 給付率.....退職者本人および被扶養者入院... 8割 被扶養者外来... 7割
		・ 特例療養費制度の創設
		・ 高額療養費制度の改定
		・ 非課税世帯の高額療養費自己負担限度額を30,000円に引き下げ 多数該当（自己負担限度額30,000円、非課税世帯は21,000円）、世帯合算（同51,000円、30,000円）、長期高額疾病（同10,000円）の各制度創設
昭和61年	4月	・ 助産費..... 130,000円
		・ 葬祭費..... 50,000円
	5月	・ 高額療養費自己負担限度額を54,000円に引き上げ（非課税世帯は据置き）
昭和62年	1月	・ 老人保健法の一部を改正する法律の施行 外来 1か月 800円 入院 1日 400円

平成元年	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を57,000円（非課税世帯は31,800円）に引き上げ</li> <li>多数該当4回目からの自己負担限度額を33,000円（非課税世帯は22,200円）に引き上げ</li> </ul>
平成2年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>電算オンラインシステム導入（住民基本台帳、国保、納課税の情報を電算で結合し、事務処理を行う）</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯への医療助成制度（都）実施</li> </ul>
平成3年	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を60,000円（非課税世帯は33,600円）に引き上げ</li> </ul>
平成4年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の一部を改正する法律の施行  外来 1か月 900円  入院 1日 600円</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>助産費..... 240,000円</li> <li>厚生部から区民部への組織改正に伴い係の名称を変更  こくほ管理係（旧管理係）・こくほ給付係（旧給付係）  こくほ収納係（旧保険料係）・こくほ資格係（旧資格賦課係）  こくほ整理係（旧整理第一係）・こくほ石神井係（旧整理第二係）</li> </ul>
平成5年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の一部を改正する法律の施行  外来 1か月1,000円  入院 1日 700円</li> <li>3歳児未満の乳幼児の医療助成制度（区）実施</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を63,000円（非課税世帯は35,400円）に引き上げ</li> <li>多数該当4回目からの自己負担限度額を37,200円（非課税世帯は24,600円）に引き上げ</li> </ul>
平成6年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳児未満の乳幼児の医療助成制度（都）実施</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産育児一時金.....300,000円（助産費・育児手当金を統合）</li> <li>訪問看護療養費、入院時食事療養費、移送費の創設</li> </ul>
平成7年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の改正によるスライド改定の実施  外来 1か月1,010円</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>結核予防法・精神保健法（精神保健福祉法）の一部改正（平成7年7月より施行）</li> <li>結核予防法および精神保健福祉法適用医療の負担方式を公費優先から保険優先に変更</li> <li>結核・精神医療給付金の創設</li> </ul>
平成8年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の改正によるスライド改定の実施  外来 1か月1,020円  入院 1日 710円</li> <li>組織改正により、こくほ特別整理主査を設置</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を63,600円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）</li> </ul>
平成9年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭費..... 60,000円</li> </ul>
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来薬剤にかかる一部負担金の創設</li> <li>従来の3割負担に加えて、以下のとおり一部負担金がかかる。  内服薬 投薬ごとに1日分につき1種類 0円、2～3種類 30円、  4～5種類 60円、6種類100円  外用薬 投薬ごとに1種類 50円、2種類 100円、3種類150円  頓服薬 投薬ごとに1種類 10円</li> <li>老人保健法の一部を改正する法律の施行  外来 1日 500円  （一診療科ごとに1か月に4回 合計2,000円を限度）  入院 1日1,000円  （非課税世帯の老齢福祉年金受給者は1日500円）  外来の場合、1日500円の他に薬剤の内容と種類に応じて一部負担金がかかる。</li> </ul>

平成10年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葬祭費..... 70,000円</li> <li>・ 出産育児一時金.....350,000円</li> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の引き上げ 入院 1日 1,100円</li> <li>・ 就学前の幼児の医療助成制度(区)実施(平成10年12月31日まで所得制限あり)</li> <li>・ 組織改正により、こくほ特別整理主査を廃止し、こくほ計画主査を新設</li> </ul>
平成11年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の引き上げ。 外来 1回 530円 入院 1日 1,200円</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度において、薬剤一部負担金を当分の間免除</li> </ul>
平成12年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別区国民健康保険事業調整条例の廃止</li> <li>・ 介護保険法および国民健康保険法の一部を改正する法律の施行</li> <li>・ 第2号被保険者からの介護納付金賦課額分保険料の賦課徴収開始</li> <li>・ 組織改正により、こくほ計画主査を廃止</li> </ul>
平成13年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外療養費制度の創設</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額について、医療費に応じた負担を追加、上位所得者区分を新設</li> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の改正 外来 病院 定率1割負担(病床数により月額上限異なる) 診療所 定率1割負担または1日800円(一月4回限度) 入院 定率1割負担(医療機関ごとに上限あり) 薬剤 一部負担金の廃止</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織改正により、こくほ計画主査を新設</li> <li>・ 国民健康保険運営協議会委員のうち、被保険者代表委員(7名)を公募</li> <li>・ 保険料滞納者対策の強化</li> </ul>
平成14年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の改正 外来 病院 定率1割負担(病床数により月額上限異なる) 診療所 定率1割負担または1日850円(一月4回限度)</li> <li>・ 保険料を当初(4月)・本算定(7月)の2回賦課方式から、本算定(6月)の1回賦課方式に変更する。</li> <li>・ 出産育児一時金貸付制度新設</li> <li>・ 組織改正により、こくほ計画主査を廃止</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度改正 昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳から老人保健の対象</li> <li>・ 高齢受給者証の新設 昭和7年10月1日以降に生まれた方は70歳から74歳まで同証を使用</li> <li>・ 一部負担金の割合の改正 3歳未満 = 2割負担 70歳以上 = 1割負担(一定以上所得者2割)</li> <li>・ 70歳以上の(老健対象者以外)薬剤一部負担金廃止</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額の変更</li> </ul>
平成15年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証のカード化 一人一枚となる</li> <li>・ 高額医療費共同事業の創設</li> <li>・ 一部負担金の割合の改正 薬剤一部負担金の廃止 3歳以上70歳未満はすべて3割負担</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額の変更</li> <li>・ 結核・精神医療給付金の支給対象を住民税非課税の者とする。</li> <li>・ 出産育児一時金委任払開始</li> <li>・ 組織改正により国民健康保険課と国民年金課を統合。新名称は国保年金課となる。</li> </ul>



平成16年	1月 4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託収納員による保険料の納付勧奨と収納の開始</li> <li>・ 組織改正により、年金給付係と年金適用係を統合。新名称は国民年金係となる。こくほ管理係が管理係に名称を変更</li> <li>・ コンビニ収納開始</li> </ul>
平成17年	3月 4月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険保健事業の見直しにより、夏期保養施設事業を廃止</li> <li>・ 新規事業として、日帰り温泉施設「大江戸温泉物語」割引提供事業を開始</li> <li>・ 健康増進啓発事業として、健康増進啓発パンフレットを国保加入全世帯に配付</li> <li>・ 一定以上所得者の判定基準額の変更</li> </ul>
平成18年	4月 6月 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法の施行に伴い、精神医療給付金の給付割合などを変更</li> <li>・ 公的年金等控除などの見直しに伴う経過措置として、保険料算定時の特別控除および均等割額軽減基準の緩和を実施（2年間）</li> <li>・ 国民健康保険料滞納整理事務について、収納率向上を図るため派遣業務委託を開始</li> <li>・ こくほ整理係をこくほ整理第一係、国保整理第二係、こくほ特別整理係の3係に再編</li> <li>・ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行</li> <li>・ 高額医療費共同事業の継続（平成18年度から平成21年度まで）</li> <li>・ 現役並み所得者の判定基準額の変更</li> <li>・ 低所得者 の対象範囲を拡大</li> <li>・ 70歳以上の現役並み所得者の一部負担金の割合の変更（2割から3割へ）</li> <li>・ 特定療養費の廃止、保険外併用療養費および入院時生活療養費の新設</li> <li>・ 70歳未満の上位所得者の判定基準額の変更</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額の変更</li> <li>・ 保険財政共同安定化事業の創設（平成18年度から平成21年度まで）</li> </ul>
平成19年	4月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織改正により、特定健診・保健指導計画主査を新設。また、組織面での効率化を図るためこくほ整理第一係とこくほ整理第二係を統合。新名称はこくほ整理係となる。</li> <li>・ 住民税率フラット化に伴い、特別区独自の激変緩和措置を講じる（平成19年度）</li> <li>・ 70歳未満の加入者を対象とした、入院に係る高額療養費の現物給付を行う。</li> <li>・ 保険料未納者対策として、納付案内事業を開始</li> </ul>
平成20年	3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 練馬区特定健康診査等実施計画（平成20年度～24年度）の策定</li> <li>・ 後期高齢者医療制度新設 75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方）は後期高齢者医療制度に移行</li> <li>・ 一部負担金の割合の改正 乳幼児の一部負担金2割の対象者が義務教育就学前までに拡大 70歳～74歳の一部負担金1割の方（現役並み所得者は3割）は原則2割に（ただし平成21年3月までは1割に据え置き）</li> <li>・ 高額医療・高額介護合算制度新設</li> <li>・ 療養病床入院時の食事・居住費対象年齢変更（65歳以上）</li> <li>・ 退職者医療制度廃止（対象年齢を65歳未満に改正し、新規加入は平成26年度まで経過措置）</li> <li>・ 住民税フラット化に伴う特別区独自の激変緩和措置（平成20年度）</li> <li>・ 特定健康診査・特定保健指導の実施</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度への移行により国保加入世帯員が減少した場合、減額判定の人数に旧国保加入者を含める（5年間）。</li> <li>・ 被用者保険などの被扶養者で、加入者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国保に加入することになった65歳以上の方の保険料は、均等割額の5割のみに軽減する（2年間）。</li> </ul> </li> <li>・ 70歳以上の高額療養費の所得区分の判定の変更は行わない（平成20年7月まで）。</li> <li>・ 現役並み所得者の判定単位の変更に伴い、新たに3割負担となる方で一定の要件を満たす場合、高額療養費の一部負担金を一般世帯並みに据え置く（2年間）。</li> </ul>

平成21年	1月	・ 出産育児一時金.....380,000円（産科医療保障制度の創設に伴う引き上げ）
	4月	・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成22年3月まで延長
	9月	・ 資格証世帯の中学生以下の子どもに対する短期証の発行
	10月	・ 資格証世帯への一斉訪問調査の実施（第1回） ・ 出産育児一時金.....420,000円（政府の緊急の少子化対策による引き上げ） ・ 出産育児一時金の直接支払制度開始
平成22年	4月	・ 組織改正 国保収納担当課を新設し、下記の3係を国保年金課から移行 ・ こくほ収納係    ・ こくほ整理係    ・ こくほ特別整理係 高齢社会対策課から下記の2係を国保年金課へ移行 ・ 後期高齢者保険料係    ・ 後期高齢者資格係 ・ 非自発的失業者に対する軽減措置開始 失業者の前年所得のうち給与所得を30/100とみなして、保険料を計算し、高額療養費や高額介護合算療養費の自己負担限度額を判定する。 ・ 条例減額の軽減割合を改正 1号世帯                  6割軽減から7割軽減へ改正 2号世帯                  4割軽減から5割軽減へ改正 3号世帯                  2割軽減を新設 ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成23年3月まで延長 ・ 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置 被用者保険などの被扶養者で、加入者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国保に加入することになった65歳以上の方の保険料は、均等割額の5割のみに軽減する（後期高齢者医療制度廃止まで）。 ・ 高額医療費共同事業の継続（平成22年度から平成25年度まで） ・ 保険財政共同安定化事業の継続（平成22年度から平成25年度まで） ・ 保険料収納窓口業務の一部を委託開始 ・ 保険料のモバイルレジ収納開始 ・ 宿泊保養施設事業を後期高齢者医療制度と合同で実施 ・ 資格証世帯の中学生以下の子どもに対する短期証の発行を高校生世代以下に拡大
	10月	・ 保険料の年金からの引き落とし（特別徴収）開始
平成23年	3月	・ 東日本大震災のり災者にかかる保険料および一部負担金の減免の実施
	4月	・ 日帰り温泉施設「大江戸温泉物語」割引提供事業を廃止 ・ 組織改正により、国保収納担当課を廃止し、下記の3係を収納課へ移行 ・ こくほ収納係    ・ こくほ整理係    ・ こくほ特別整理係 国保年金課に制度改正担当係を新設 ・ 所得割額保険料の算定方式を住民税方式から、旧ただし書き方式に変更 ・ 旧ただし書き方式への移行に伴う保険料の経過措置（平成23年度から平成24年度まで） ・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成24年3月まで延長 ・ 出産育児一時金の受取代理制度開始 ・ こくほ健康力No.1プロジェクトの創設（平成23年度から平成25年度まで）
	9月	・ 資格証世帯への一斉訪問調査の実施（第2回）
	10月	・ 国保総合システムの導入 ・ 柔道整復療養費支払を東京都国民健康保険団体連合会に委託

平成24年	3月	・ 組織改正 こくほ特別整理係を廃止
	4月	・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成25年3月まで延長
		・ 外来診療における高額療養費の現物給付化
		・ 財政基盤強化策の延長（平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業）について、1年間（平成26年度まで）延長する。）
	7月	・ 外国人登録制度を廃止し、適法に3月を越えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法の適用対象とする。
	8月	・ 一部負担金、高額療養費、高額介護合算療養費の所得区分について扶養控除と同額の「所得調整控除」を創設
	9月	・ 被保険者証の性別表記について裏面の備考欄への記載が可能となった。
	10月	・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知の実施
平成25年	3月	・ 練馬区第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）の策定
	4月	・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成26年3月まで延長
		・ 住民税非課税者に対する減額措置 旧ただし書き所得の50%を控除して所得割額を計算する。
		・ 国保料の軽減判定時、国保から後期高齢者医療制度に移行した「特定同一世帯所属者」を算定に含める特例措置の恒久化
		・ 所得割額保険料の算定方式が全国的に旧ただし書き方式に統一
平成26年	3月	・ 練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（平成26年度～29年度）を策定
	4月	・ 組織改正 特定健診・保健指導計画担当係を保健事業担当係に改称（一部事務の移管）
		・ 保険料算定の賦課総額に高額療養費にかかる費用の一部を算入
		・ 条例減額の2号（5割軽減）・3号（2割軽減）対象者を拡大するため、判定基準を変更
		・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の方のうち、昭和19年4月1日以前に生まれた方で一部負担金2割（本則）の方は公費負担により1割据え置き
		・ 住民税非課税者に対する減額措置 旧ただし書き所得の25%を控除して所得割額を計算する。
		・ 国民健康保険窓口受付（資格・給付・こくほ石神井）等業務の委託開始
		・ 嘱託収納員による保険料の納付勧奨等の廃止
平成27年	1月	・ 高額療養費の自己負担限度額の区分変更 70歳未満の方の所得区分を現行の3段階から5段階に細分化し、世帯の旧ただし書き所得の合計額に応じて、自己負担限度額を変更。（70歳以上の方の所得区分・自己負担限度額は据え置き。）
		・ 一部負担割合の2割負担の判定基準が変更 高額療養費の自己負担限度額区分変更に伴うもの
	4月	・ 住民税非課税者に対する減額措置の終了
		・ 退職者医療制度の新規加入者への適用が終了 平成26年度末までに対象となった方には「退職者医療制度被保険者証」を継続交付
	9月	・ 国の特定個人情報保護評価委員会に、社会保障・税番号制度における「国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を提出

平成28年	1月	・ マイナンバー制度開始に伴い、加入・脱退・再交付等の届出の際に、個人番号確認書類が必要となる。
	3月	・ 練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画（データヘルス計画）（平成27～29年度）の策定
	4月	・ 保険料均等割軽減対象の拡大 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。 ・ 入院時食事代の負担額を360円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）
平成29年	4月	・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。
	5月	・ 国民健康保険制度改革に伴い、特定個人情報保護評価の再実施
	8月	・ 高額療養費制度および入院時生活療養費の変更
	11月	・ マイナンバーを用いた情報連携の本格運用を開始
平成30年	4月	・ 練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成30（2018）年度～35（2023）年度）の策定 ・ 練馬区第三期特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～35（2023）年度）の策定 ・ 国民健康保険制度改革に伴い、東京都と国民健康保険制度の共同運営を開始 ・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。
	8月	・ 高額療養費制度の区分細分化
平成31年	4月	・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。 ・ 還付加算金および充当加算金の加算を開始

## 2 保険料率等の推移

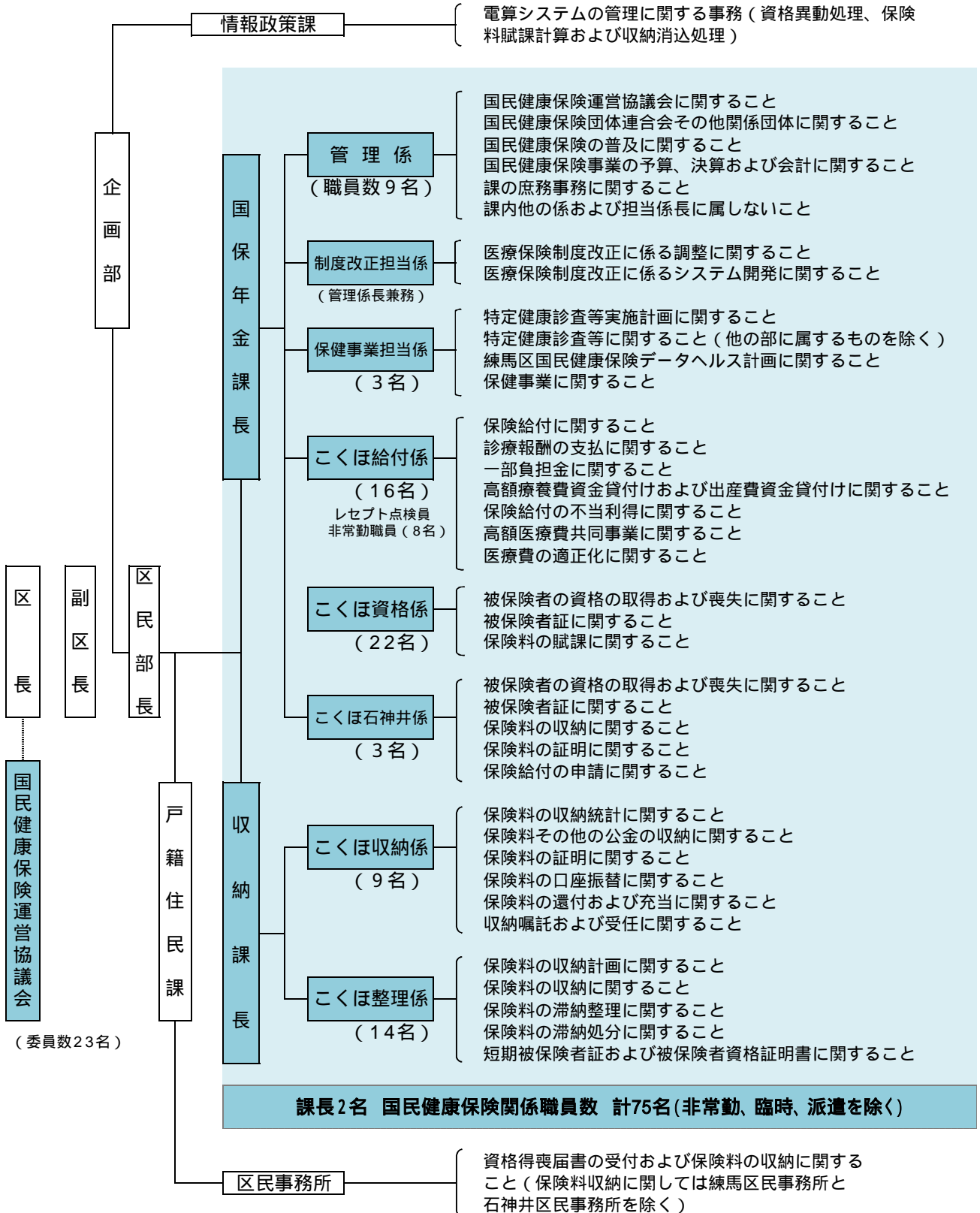
	基礎（医療）分			後期高齢者支援金分			介護分		
	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額
昭和34年度	95/100	600円	5万円	(平成20年度から)			(平成12年度から)		
35年度									
36年度									
37年度									
38年度									
39年度									
40年度									
41年度	112/100	600円	8万円						
42年度									
43年度									
44年度									
45年度									
46年度									
47年度									
48年度									
49年度									
50年度									
51年度									
52年度									
53年度									
54年度									
55年度	122/100	6,000円	22万円						
56年度	118/100	8,400円	24万円						
57年度	107/100	9,000円	26万円						
58年度									
59年度									
60年度									
61年度									
62年度									
63年度	12,000円	35万円	37万円						
平成元年度									
2年度									
3年度									
4年度									
5年度	16,800円	44万円	46万円						
6年度									
7年度									
8年度	155/100	19,500円	52万円						

	基礎（医療）分			後期高齢者支援金分			介護分					
	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額			
9年度	162/100	22,500円	52万円	（平成20年度から）			（平成12年度から）					
10年度	187/100	26,100円	53万円									
11年度												
12年度	194/100									17/100	7,200円	7万円
13年度		27,300円								22/100	8,100円	
14年度										23/100	7,800円	
15年度	204/100	29,400円								29/100	9,000円	
16年度	208/100	30,200円								37/100	10,800円	8万円
17年度		32,100円								43/100	12,000円	
18年度	182/100	33,300円								40/100		
19年度	124/100	35,100円								26/100		9万円
20年度	90/100	28,800円	47万円							27/100	8,100円	12万円
21年度	68/100	27,600円		26/100	9,600円		13/100		10万円			
22年度	80/100	31,200円	50万円	23/100	8,700円	13万円	14/100	12,000円				
23年度	6.13/100		51万円	1.96/100		14万円	1.41/100	13,200円	12万円			
24年度	6.28/100	30,000円		2.23/100	10,200円		1.55/100	14,100円				
25年度	6.02/100	30,600円		2.34/100	10,800円		1.76/100	15,000円				
26年度	6.30/100	32,400円		2.17/100		16万円	1.63/100	15,300円	14万円			
27年度	6.45/100	33,900円	52万円	1.98/100		17万円	1.48/100	14,700円	16万円			
28年度	6.86/100	35,400円	54万円	2.02/100		19万円	1.53/100					
29年度	7.47/100	38,400円		1.96/100	11,100円		1.54/100	15,600円				
30年度	7.32/100	39,000円	58万円	2.22/100	12,000円		1.61/100					
令和元年度	7.25/100	39,900円	61万円	2.24/100	12,300円		1.62/100					

所得割額の算定となる賦課基準額：昭和34～昭和56年度は、前年度区民税額  
昭和57～平成22年度は、当該年度住民税額  
平成23年度～は、当該年度旧ただし書き所得

### 3 組織図と事務分掌（国民健康保険関係部署）

（職員数は平成31年4月1日現在）



## 4 国民健康保険運営協議会

---

国民健康保険運営協議会は、国保事業に関する重要な事項を審議するために、区市町村に設置される長の諮問機関である。協議会は、被保険者代表委員、保険医または保険薬剤師代表委員、および公益代表委員各7名、被用者保険等保険者代表委員3名の計24名（定数）で構成される。委員の任期は3年である。

なお、平成13年度から、区政への区民参加の充実を図るため、委員のうち被保険者代表委員を公募している。また、令和元年度より、公益を代表する委員について、区議会選出の委員5名と、社会保険労務士会より1名、大学などで社会保険制度を専門とするもの1名の7名とすることとすることとした。協議会の審議事項は、つぎのとおりである。

- 国民健康保険に関する条例、規則等の制定および改廃に関すること
- 療養の給付の充実および改善に関すること
- 保険料の賦課徴収方法に関すること
- その他、区長が国民健康保険事業の運営上、重要と認める事項

### <平成30年度 審議事項>

第1回 平成30年10月18日（木）

- （1）平成30年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について（報告）
- （2）平成29年度国民健康保険料の収納状況について（報告）

第2回 平成31年2月21日（木）

- （1）練馬区国民健康保険条例の一部改正について（諮問）
  - ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正
    - 保険料率等の改正
    - 保険料の条例減額
  - イ 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正
    - 保険料賦課限度額の改正
    - 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正
    - 保険料の賦課総額に係る基準の改正
- （2）平成30年度保険者努力支援制度（区市町村分）の結果について（報告）



# 練馬区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和元年8月1日現在

	氏 名	職 業 等
被保険者代表	石原 秀男	公募委員
	井上 奈美	公募委員
	岩橋 栄子	公募委員
	上月 とし子	公募委員
	嶋村 英次	公募委員
	関 洋一	公募委員
	武川 篤之	公募委員
医師・歯科医師・薬剤師代表	齋藤 文洋	練馬区医師会副会長
	西澤 和亮	練馬区医師会保険担当理事
	赤司 俊彦	練馬区医師会保険担当理事
	浅田 博之	練馬区歯科医師会副会長
	鳥越 博貴	練馬区歯科医師会保険担当理事
	會田 一恵	練馬区薬剤師会理事
	齋藤 恭子	練馬区薬剤師会理事
公益代表	小泉 純二	区議会議員
	かわすみ 雅彦	区議会議員
	宮崎 はるお	区議会議員
	坂尻 まさゆき	区議会議員
	高口 ようこ	区議会議員
	本橋 秀次	社会保険労務士会城北統括支部練馬支部長
	今井 伸	十文字学園女子大学教授
被用者等代表	池島 拓	アドバンテスト健康保険組合事務長
	上田 耕一	タムラ製作所健康保険組合常務理事

## 5 被保険者

### (1) 国民健康保険の被保険者

#### ア 国民健康保険

練馬区内に住所がある者は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）第5条の規定に基づき、区が運営する国民健康保険の被保険者とされる。ただし、国保法第6条の規定に基づき、つぎのいずれかに該当する者については除かれる。

健康保険法、船員保険法、各種公務員共済組合法等の規定による被保険者または組合員およびその被扶養者

日雇特例被保険者および被扶養者

後期高齢者医療制度（ ）の加入者

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

国民健康保険組合の被保険者

その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

#### イ 退職者医療制度

国民健康保険の被保険者であって、老齢（退職）年金および通算老齢（退職）年金の受給権者で、64歳以下の方とその被扶養者は、退職者医療制度（退職者医療対象者）とする。また、その資格取得要件として、退職被保険者は、被用者年金加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の者とする。退職被保険者の被扶養者で、同一世帯に属する配偶者および三親等内の親族等に該当する者も対象とする。

（本則は平成20年度で廃止。ただし、経過措置として平成26年度末までに適用を受け、65歳到達等により外れるまでは、制度として存続する。）

#### ウ 前期高齢者（65歳から74歳まで）

前期高齢者の医療一部負担の割合は、65歳から69歳までの方は3割、70歳から74歳までの方は、平成26年3月31日まで現役並み所得者を除き、1割を継続していた。

平成26年4月1日以降、新たに70歳に到達した方は2割または3割負担となっている。

（ただし、昭和19年4月1日までに生まれた方は特例措置として1割に据置き）

70歳から74歳までの方には、医療機関等の窓口で支払う一部負担割合が表示されている高齢受給者証を交付する。

#### 後期高齢者医療制度

平成20年4月から、老人保健制度を廃止し、75歳以上の者と、65歳から74歳までの一定の障害を持つ者を対象とした後期高齢者医療制度が創設された。都道府県単位の広域連合が制度運営を行い、区市町村が保険料徴収等を行う。医療費の患者負担分を除き、公費（5割）、現役世代からの支援金（4割）の他、被保険者からの保険料（1割）で運営され、高齢者が安心して医療を受けられるしくみとなっている。（別冊「ねりまの後期高齢者医療」を参照。）

## (2) 被保険者の加入状況

平成30年度末における加入世帯数は、前年度末よりも2,299世帯減の103,845世帯、被保険者数は、6,020人減の149,212人となっている。1世帯当たりの被保険者数は、1.44人、被保険者数の構成割合は、一般被保険者99.9%、退職被保険者等0.1%となっている。

### ○ 年度別被保険者等の加入状況

(単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

年度	練馬区			国民健康保険					
	世帯数	人口	1世帯当たりの人数	世帯数	世帯加入率	被保険者数	1世帯当たりの被保険者数	被保険者加入率	
26	年度末	352,799	716,377	2.03	116,261	33.0%	180,972	1.56	25.3%
	平均	350,782	714,579	2.04	118,094	33.7%	185,080	1.57	25.9%
27	年度末	357,910	720,915	2.01	113,726	31.8%	173,818	1.53	24.1%
	平均	355,190	718,669	2.02	115,738	32.6%	178,510	1.54	24.8%
28	年度末	362,845	725,608	2.00	109,543	30.2%	164,033	1.50	22.6%
	平均	360,345	723,221	2.01	112,756	31.3%	170,762	1.51	23.6%
29	年度末	367,911	729,933	1.98	106,144	28.9%	155,232	1.46	21.3%
	平均	365,358	727,948	1.99	108,544	29.7%	160,521	1.48	22.1%
30	年度末	373,661	734,689	1.97	103,845	27.8%	149,212	1.44	20.3%
	平均	370,535	732,407	1.98	105,586	28.5%	153,118	1.45	20.9%

### ○ 年度別被保険者等の内訳

(単位：人)

年度	被保険者内訳						被保険者加入率
	一般被保険者数	退職被保険者等数			合計		
		本人	被扶養者	計			
26	年度末	177,591	2,627	754	3,381	180,972	25.3%
	平均	181,294	2,915	871	3,786	185,080	25.9%
27	年度末	171,242	1,985	591	2,576	173,818	24.1%
	平均	175,465	2,361	684	3,045	178,510	24.8%
28	年度末	162,454	1,241	338	1,579	164,033	22.6%
	平均	168,662	1,634	466	2,100	170,762	23.6%
29	年度末	154,436	642	154	796	155,232	21.3%
	平均	159,324	950	247	1,197	160,521	22.1%
30	年度末	149,021	172	19	191	149,212	20.3%
	平均	152,605	423	90	513	153,118	20.9%

(3) 被保険者の構成比 (各年度平均)

(単位：人)

年度・被保険者内訳	一般被保険者		退職被保険者等		合計		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	前年度比
26	被保険者	181,294		3,786	185,080		-2.8%
	未就学児	5,530	3.1%	4	5,534	3.0%	-6.1%
	前期高齢者	53,430	29.5%		53,430	28.9%	2.3%
	70歳以上一般	23,623	13.0%		23,623	12.8%	2.0%
	70歳以上現役並	3,782	2.1%		3,782	2.0%	2.9%
27	被保険者	175,465		3,045	178,510		-3.7%
	未就学児	5,081	2.9%	3	5,084	2.8%	-8.9%
	前期高齢者	53,544	30.5%		53,544	30.0%	0.2%
	70歳以上一般	22,924	13.1%		22,924	12.8%	-3.0%
	70歳以上現役並	3,522	2.0%		3,522	2.0%	-7.4%
28	被保険者	168,662		2,100	170,762		-4.5%
	未就学児	4,680	2.8%	0	4,680	2.7%	-8.6%
	前期高齢者	52,440	31.1%		52,440	30.7%	-2.1%
	70歳以上一般	21,525	12.8%		21,525	12.6%	-6.5%
	70歳以上現役並	3,248	1.9%		3,248	1.9%	-8.4%
29	被保険者	159,324		1,197	160,521		-6.4%
	未就学児	4,114	2.6%	0	4,114	2.6%	-13.8%
	前期高齢者	50,537	31.7%		50,537	31.5%	-3.8%
	70歳以上一般	21,615	13.6%		21,615	13.5%	0.4%
	70歳以上現役並	3,224	2.0%		3,224	2.0%	-0.7%
30	被保険者	152,605		513	153,118		-4.8%
	未就学児	3,750	2.5%	0	3,750	2.4%	-9.7%
	前期高齢者	48,742	31.9%		48,742	31.8%	-3.7%
	70歳以上一般	22,191	14.5%		22,191	14.5%	2.6%
	70歳以上現役並	3,368	2.2%		3,368	2.2%	4.3%

※65歳以上は退職者医療制度非該当。

(4) 外国人被保険者の加入状況

○ 年度別外国人被保険者の加入状況

(単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

年度	世帯数	世帯加入率	被保険者数	被保険者加入率
26	5,811	5.0%	7,264	4.0%
27	6,254	5.5%	7,752	4.5%
28	7,019	6.4%	8,541	5.2%
29	7,827	7.4%	9,275	6.0%
30	8,476	8.2%	9,874	6.6%

※加入率は、それぞれ年度末における国保世帯、被保険者に占める国保外国人世帯、被保険者の割合。

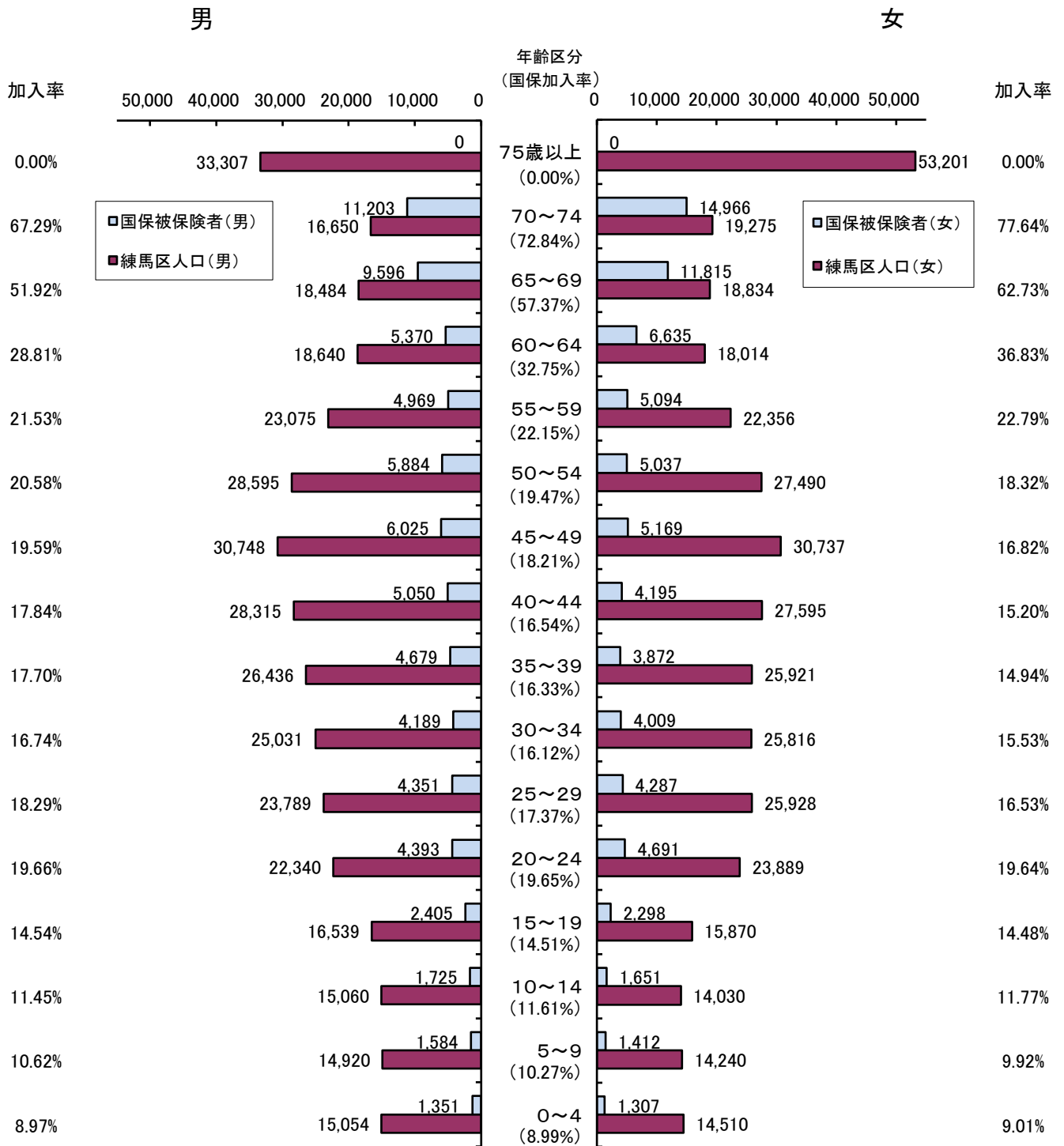
○ 国籍別外国人被保険者の加入状況 (平成30年度末) (単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

	中国	韓国	ベトナム	台湾	フィリピン	その他
世帯数	4,057	1,397	463	354	342	1,863
被保険者数	4,749	1,699	475	368	395	2,188

### (5) 練馬区人口と国保被保険者との年齢構成の対比

(平成31年3月31日現在)

男 356,983 人	練馬区人口 男女計 734,689 人(外国人住登者含む)	女 377,706 人
72,774 人 (20.39%)	国保被保険者 男女計 149,212 人 (20.31%)	76,438 人 (20.24%)



※被保険者のうち前期高齢者(65歳~74歳)は47,580人で、練馬区の前期高齢者人口73,243人の64.96%を占める。

※75歳以上は後期高齢者医療制度の被保険者となる。

## (6) 理由別増減の内訳

### ○ 資格取得の理由別内訳

(単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計	
	被保険者数	被保険者数	被保険者数	被保険者数	被保険者数	被保険者数	世帯数	被保険者数
26	10,994	19,046	546	833	0	2,680	23,593	34,099
27	11,025	18,877	529	770	2	2,810	24,222	34,013
28	10,797	18,750	474	656	2	3,216	24,359	33,895
29	10,649	17,736	434	589	0	3,514	24,361	32,922
30	12,985	18,918	414	470	0	1,234	25,730	34,021

### ○ 資格喪失の理由別内訳

(単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計	
	被保険者数	被保険者数	被保険者数	被保険者数	被保険者数	被保険者数	世帯数	被保険者数
26	10,634	19,302	1,162	926	5,070	2,558	25,619	39,652
27	10,862	20,401	1,044	903	5,490	2,467	26,755	41,167
28	10,621	22,660	983	877	5,789	2,750	28,541	43,680
29	10,636	21,267	767	857	5,477	2,719	27,759	41,723
30	10,667	19,531	784	863	5,548	2,648	28,028	40,041

## (7) 加入者・医療費諸率の推移

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年間平均被保険者数A		185,080人	178,510人	170,762人	160,521人	153,118人
上記の内訳	一般被保険者数	181,294人	175,465人	168,662人	159,324人	152,605人
	退職被保険者等数	3,786人	3,045人	2,100人	1,197人	513人
年間受診件数 (療養の給付)B		2,794,373件	2,751,624件	2,645,629件	2,506,144件	2,408,727件
年間費用額 (療養の給付)C		51,688,043,180円	52,575,291,447円	51,121,460,045円	49,363,026,164円	47,102,243,878円
年間1人当たり 受診件数B/A		15.10件	15.41件	15.49件	15.61件	15.73件
1件当たり費用額 C/B		18,497円	19,107円	19,323円	19,697円	19,555円
年間1人当たり 費用額 C/A		279,274円	294,523円	299,373円	307,518円	307,621円

※件数は診療報酬明細書(レセプト)の件数。

## 6 保険給付

### (1) 療養の給付等(現物給付)

#### ア 療養の給付における被保険者負担割合(一部負担金)

義務教育就学前の方(0~6歳の方) = 2割負担

6歳とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までのことを指す。

義務教育就学後~69歳の方 = 3割負担

70歳~74歳の方 = 2割または3割(所得により判定)

ただし2割負担の方のうち、昭和19年4月1日までに生まれた方は、国の指定公費負担医療から1割を助成する。

感染症予防法適用医療(結核医療)

適正医療 第37条の2に基づく適正医療...5%負担(1)

入院 第37条の1に基づく入院医療...世帯員の総所得税額が基準額を超える場合、一部負担金がある。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律適用医療

入院 第29条に基づく入院措置の医療...一部負担金はない。

その他の入院医療...通常一部負担金と同じ。

障害者総合支援法適用医療

通院 第58条に基づく通院医療...2,500円または5,000円負担(2)

- 1 住民税額の非課税者についてのみ、医療自己負担相当額(5%負担)の給付が受けられる。
- 2 国保加入の世帯全員の住民税が非課税の者について、医療自己負担相当額(自己負担上限額2,500円または5,000円)の給付が受けられる。

東京都および練馬区の医療費助成制度

一部負担金につきその全額または一部を支給するもので以下のものがある。

・ひとり親家庭等医療費助成制度(親)

ひとり親家庭に属する18歳未満の児童とその親の一部負担金を助成する。

・心身障害者(児)医療費助成制度(障)

身体障害者手帳1・2級(3級も一部対象)または愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級(平成31年1月から)を持つ障害者の一部負担金を助成する。

・乳幼児医療費助成制度(乳)

小学校就学前の乳幼児の一部負担金を助成する。

・子ども医療費助成制度(子)

小学校1年生から中学校3年生までの児童の一部負担金を助成する。

#### イ 入院時食事療養費の給付における被保険者負担額(標準負担額)

入院し食事の提供を受けたとき、入院時食事療養費が支給されるが、その際、被保険者は1食につき460円を自己負担する。住民税非課税世帯には減額制度がある。

なお、次頁以降の図表のうち「徴収金調整後」とある数値は、実支出金額から不当利得等の徴収金調定額を差し引いた、実績数値を示す。

## 療養諸費給付状況&lt;一般・退職&gt;(その1)

(金額単位:円 徴収金調整後)

年度	区分	療養の給付							
		診療費			調剤	入院時食事療養・生活療養費	訪問看護療養費	小計	
		件数	日数	費用額	費用額	費用額	費用額	費用額	保険者負担分
26	一般	1,752,061	3,288,364	38,481,274,085	10,652,009,107	729,987,498	246,392,480	50,109,663,170	36,518,766,395
	退職	48,547	94,201	1,222,757,140	328,921,350	20,385,660	6,315,860	1,578,380,010	1,104,126,987
	合計	1,800,608	3,382,565	39,704,031,225	10,980,930,457	750,373,158	252,708,340	51,688,043,180	37,622,893,382
27	一般	1,728,984	3,233,006	39,140,391,392	11,113,552,259	729,916,536	305,420,110	51,289,280,297	37,379,983,376
	退職	38,976	72,786	980,837,700	285,539,700	14,272,520	5,361,230	1,286,011,150	899,495,137
	合計	1,767,960	3,305,792	40,121,229,092	11,399,091,959	744,189,056	310,781,340	52,575,291,447	38,279,478,513
28	一般	1,668,419	3,098,462	38,784,671,144	10,406,856,069	713,706,230	368,243,600	50,273,477,043	36,534,967,421
	退職	25,728	48,050	661,321,300	176,640,700	7,148,822	2,872,180	847,983,002	592,605,314
	合計	1,694,147	3,146,512	39,445,992,444	10,583,496,769	720,855,052	371,115,780	51,121,460,045	37,127,572,735
29	一般	1,583,079	2,921,179	37,767,910,576	9,999,929,287	700,766,709	419,690,890	48,888,297,462	35,547,117,462
	退職	14,831	27,206	356,727,060	111,127,590	4,955,552	1,918,500	474,728,702	331,804,111
	合計	1,597,910	2,948,385	38,124,637,636	10,111,056,877	705,722,261	421,609,390	49,363,026,164	35,878,921,573
30	一般	1,526,177	2,786,096	36,491,003,896	9,279,377,429	676,769,664	465,072,310	46,912,223,299	34,082,084,352
	退職	6,669	11,430	137,514,320	49,353,220	1,605,919	1,547,120	190,020,579	132,561,731
	合計	1,532,846	2,797,526	36,628,518,216	9,328,730,649	678,375,583	466,619,430	47,102,243,878	34,214,646,083

## 療養諸費給付状況&lt;一般・退職&gt;(その2)

(金額単位:円 徴収金調整後)

年度	区分	療養費等						療養諸費の合計		
		入院時食事療養・生活療養費差額支給		療養費			移送費			
		件数	保険者負担分	件数	費用額	保険者負担分	件数	費用額	費用額	保険者負担分
26	一般	15	45,400	114,607	1,118,004,405	811,268,616	1	63,525	51,227,731,100	37,330,143,936
	退職	0	0	2,771	29,742,558	20,819,277	0	0	1,608,122,568	1,124,946,264
	合計	15	45,400	117,378	1,147,746,963	832,087,893	1	63,525	52,835,853,668	38,455,090,200
27	一般	11	19,650	111,072	1,084,546,744	786,738,743	3	140,768	52,373,967,809	38,166,882,537
	退職	0	0	2,105	24,403,112	17,081,872	0	0	1,310,414,262	916,577,009
	合計	11	19,650	113,177	1,108,949,856	803,820,615	3	140,768	53,684,382,071	39,083,459,546
28	一般	19	167,740	103,242	1,000,221,943	724,102,677	3	163,987	51,273,862,973	37,259,401,825
	退職	0	0	1,350	15,878,554	11,114,799	0	0	863,861,556	603,720,113
	合計	19	167,740	104,592	1,016,100,497	735,217,476	3	163,987	52,137,724,529	37,863,121,938
29	一般	17	40,800	93,569	904,981,513	654,335,061	4	87,881	49,793,366,856	36,201,581,204
	退職	0	0	702	9,086,156	6,360,207	0	0	483,814,858	338,164,318
	合計	17	40,800	94,271	914,067,669	660,695,268	4	87,881	50,277,181,714	36,539,745,522
30	一般	23	127,800	87,020	864,833,331	626,134,150	5	183,367	47,777,239,997	34,708,529,669
	退職	0	0	302	3,650,023	2,554,968	0	0	193,670,602	135,116,699
	合計	23	127,800	87,322	868,483,354	628,689,118	5	183,367	47,970,910,599	34,843,646,368

療養諸費とは、一般に診療報酬明細書(レセプト)等により医療機関等から請求されて、保険者が費用額の一定割合(7~9割)を現物給付する療養の給付と、被保険者等の請求により現金給付を行う療養費等を合計したものである。



診療費項目別療養給付の状況（各表 徴収金調整後）

<入院>

（金額単位：円）

年度	区分	件数	日数	費用額	1人当たり 件数	1件当たり 日数	1日当たり 費用額
26	一般	29,315	404,464	15,894,561,570	0.16	13.80	39,298
	退職	890	12,143	532,122,340	0.24	13.64	43,821
	合計	30,205	416,607	16,426,683,910	0.16	13.79	39,430
27	一般	29,363	425,888	16,307,852,925	0.17	14.50	38,291
	退職	675	8,462	391,607,950	0.22	12.54	46,278
	合計	30,038	434,350	16,699,460,875	0.17	14.46	38,447
28	一般	29,158	422,724	16,493,240,021	0.17	14.50	39,017
	退職	388	4,567	254,868,970	0.18	11.77	55,807
	合計	29,546	427,291	16,748,108,991	0.17	14.46	39,196
29	一般	27,978	409,029	16,309,038,278	0.18	14.62	39,873
	退職	217	3,001	145,473,390	0.18	13.83	48,475
	合計	28,195	412,030	16,454,511,668	0.18	14.61	39,935
30	一般	26,749	396,309	15,650,908,203	0.18	14.82	39,492
	退職	85	1,044	48,316,410	0.17	12.28	46,280
	合計	26,834	397,353	15,699,224,613	0.18	14.81	39,510

件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。なお、1人当たり件数は、各年度の平均被保険者数により算出している。

費用額は総医療費。

<入院外>

（金額単位：円）

年度	区分	件数	日数	費用額	1人当たり 件数	1件当たり 日数	1日当たり 費用額
26	一般	1,369,220	2,188,433	18,153,342,580	7.55	1.60	8,295
	退職	37,773	62,255	570,044,430	9.98	1.65	9,157
	合計	1,406,993	2,250,688	18,723,387,010	7.60	1.60	8,319
27	一般	1,351,684	2,136,399	18,517,910,657	7.70	1.58	8,668
	退職	30,513	49,591	494,802,560	10.02	1.63	9,978
	合計	1,382,197	2,185,990	19,012,713,217	7.74	1.58	8,698
28	一般	1,303,980	2,043,391	18,165,594,956	7.73	1.57	8,890
	退職	20,104	33,579	342,352,210	9.57	1.67	10,195
	合計	1,324,084	2,076,970	18,507,947,166	7.75	1.57	8,911
29	一般	1,234,408	1,919,891	17,547,969,404	7.75	1.56	9,140
	退職	11,611	18,630	174,847,180	9.70	1.60	9,385
	合計	1,246,019	1,938,521	17,722,816,584	7.76	1.56	9,142
30	一般	1,190,429	1,832,294	17,103,218,097	7.80	1.54	9,334
	退職	5,176	7,873	73,162,000	10.09	1.52	9,293
	合計	1,195,605	1,840,167	17,176,380,097	7.81	1.54	9,334

件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。なお、1人当たり件数は、各年度の平均被保険者数により算出している。

費用額は総医療費。

**< 歯科 >**

(金額単位：円)

年度	区分	件数	日数	費用額	1人当たり 件数	1件当たり 日数	1日当たり 費用額
26	一般	353,526	695,467	4,433,369,935	1.95	1.97	6,375
	退職	9,884	19,803	120,590,370	2.61	2.00	6,090
	合計	363,410	715,270	4,553,960,305	1.96	1.97	6,367
27	一般	347,937	670,719	4,314,627,810	1.98	1.93	6,433
	退職	7,788	14,733	94,427,190	2.56	1.89	6,409
	合計	355,725	685,452	4,409,055,000	1.99	1.93	6,432
28	一般	335,281	632,347	4,125,836,167	1.99	1.89	6,525
	退職	5,236	9,904	64,100,150	2.49	1.89	6,472
	合計	340,517	642,251	4,189,936,317	1.99	1.89	6,524
29	一般	320,693	592,259	3,910,902,894	2.01	1.85	6,603
	退職	3,003	5,575	36,406,490	2.51	1.86	6,530
	合計	323,696	597,834	3,947,309,384	2.02	1.85	6,603
30	一般	308,999	557,493	3,736,877,596	2.02	1.80	6,703
	退職	1,408	2,513	16,035,910	2.74	1.78	6,381
	合計	310,407	560,006	3,752,913,506	2.03	1.80	6,702

件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。なお、1人当たり件数は、各年度の平均被保険者数により算出している。

費用額は総医療費。

**< 合計（入院・入院外・歯科） >**

(金額単位：円)

年度	区分	件数	日数	費用額	1人当たり 件数	1件当たり 日数	1日当たり 費用額
26	一般	1,752,061	3,288,364	38,481,274,085	9.66	1.88	11,702
	退職	48,547	94,201	1,222,757,140	12.82	1.94	12,980
	合計	1,800,608	3,382,565	39,704,031,225	9.73	1.88	11,738
27	一般	1,728,984	3,233,006	39,140,391,392	9.85	1.87	12,107
	退職	38,976	72,786	980,837,700	12.80	1.87	13,476
	合計	1,767,960	3,305,792	40,121,229,092	9.90	1.87	12,137
28	一般	1,668,419	3,098,462	38,784,671,144	9.89	1.86	12,517
	退職	25,728	48,050	661,321,300	12.25	1.87	13,763
	合計	1,694,147	3,146,512	39,445,992,444	9.92	1.86	12,536
29	一般	1,583,079	2,921,179	37,767,910,576	9.94	1.85	12,929
	退職	14,831	27,206	356,727,060	12.39	1.83	13,112
	合計	1,597,910	2,948,385	38,124,637,636	9.95	1.85	12,931
30	一般	1,526,177	2,786,096	36,491,006,896	10.00	1.83	13,098
	退職	6,669	11,430	137,514,320	13.00	1.71	12,031
	合計	1,532,846	2,797,526	36,628,521,216	10.01	1.83	13,093

件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。なお、1人当たり件数は、各年度の平均被保険者数により算出している。

費用額は総医療費。

<調剤>

(金額単位：円 徴収金調整後)

年度	区分	件数	枚数	費用額	1人当たり 件数	1件当たり 枚数	1枚当たり 費用額
26	一般	963,158	1,190,211	10,652,009,107	5.31	1.24	8,950
	退職	26,405	32,258	328,921,350	6.97	1.22	10,197
	合計	989,563	1,222,469	10,980,930,457	5.35	1.24	8,983
27	一般	957,439	1,175,672	11,113,552,259	5.46	1.23	9,453
	退職	21,366	25,952	285,539,700	7.02	1.21	11,003
	合計	978,805	1,201,624	11,399,091,959	5.48	1.23	9,486
28	一般	931,353	1,134,575	10,406,856,069	5.52	1.22	9,172
	退職	14,201	17,489	176,640,700	6.76	1.23	10,100
	合計	945,554	1,152,064	10,583,496,769	5.54	1.22	9,187
29	一般	893,087	1,083,527	9,999,929,287	5.61	1.21	9,229
	退職	8,458	10,269	111,127,590	7.07	1.21	10,822
	合計	901,545	1,093,796	10,111,056,877	5.62	1.21	9,244
30	一般	864,762	1,042,017	9,279,377,429	5.67	1.20	8,905
	退職	3,789	4,496	49,353,220	7.39	1.19	10,977
	合計	868,551	1,046,513	9,328,730,649	5.67	1.20	8,914

※件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。なお、1人当たり件数は、各年度の平均被保険者数により算出している。

※費用額は総医療費。

○ 医療費の推移

(徴収金調整後)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	金額単位
一般	51,228	52,374	51,274	49,793	47,777	百万円
退職	1,608	1,310	864	484	194	〃
計	52,836	53,684	52,138	50,277	47,971	〃
1人当たり	285,477	300,734	305,326	313,212	313,294	円
1世帯当たり	447,406	463,841	462,397	463,195	454,330	〃

<内訳>平成30年度1人当たり医療費

(金額単位：円 徴収金調整後)

被保険者内訳	一般被保険者	退職被保険者等	合計
全体	313,078	377,526	313,294
未就学児	191,359		191,359
前期高齢者	534,168		534,168
70歳以上一般	601,076		601,076
70歳以上現役並	521,159		521,159

※医療費は総医療費。ただし上記の金額には葬祭費等のその他給付は含まない。

※一般、退職の数値は、国民健康保険事業状況報告書（年報）のC表（一般）、F表（退職）の医療給付の状況費用額による。

※1人当たり（1世帯当たり）医療費は、年間平均被保険者数（世帯数）を使用。

## 保険給付費の推移

(金額単位：千円 徴収金調整後)

年度	区分	療養給付費	療養費	移送費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費	結核・精神医療給付金	計
26	件数	2,794,373	117,378	1	76,784	874	764	43,397	3,033,571
	金額	37,622,893	832,088	64	4,409,561	366,838	53,480	48,691	43,333,615
27	件数	2,751,624	113,177	3	86,979	760	793	44,692	2,998,028
	金額	38,279,478	803,821	141	4,788,409	319,200	55,510	49,534	44,296,093
28	件数	2,645,629	104,592	3	87,220	682	780	47,110	2,886,016
	金額	37,127,573	735,217	164	4,981,014	286,020	54,600	51,766	43,236,354
29	件数	2,506,144	94,271	4	86,970	556	729	47,680	2,736,354
	金額	35,878,921	660,695	88	4,853,663	233,520	51,030	52,589	41,730,506
30	件数	2,408,727	87,322	5	82,563	476	760	49,362	2,629,215
	金額	34,214,646	628,689	183	4,771,232	199,920	53,200	52,620	39,920,490

## (2) 療養費の支給(現金給付)

つぎのような場合は、医療費を被保険者が一時全額負担し、その後世帯主の申請により、保険者がその負担すべき金額を被保険者に払い戻す。

制度上療養の給付を行うことが困難な場合

緊急その他やむを得ない理由で被保険者証の提出ができないため、療養の給付等を受けられなかった場合等

## 平成30年度療養費科目別支給決定状況

(金額単位：円)

区分	一般		退職		合計	
	件数	支給決定額	件数	支給決定額	件数	支給決定額
1 医科	2,584	29,565,266	5	422,853	2,589	29,988,119
2 歯科	362	4,200,718	1	9,856	363	4,210,574
3 調剤	197	1,225,875	0	0	197	1,225,875
4 柔道整復(1)	76,475	447,811,032	264	1,348,485	76,739	449,159,517
5 マッサージ(1)	3,161	78,165,491	18	505,303	3,179	78,670,794
6 はり・きゅう(1)	3,181	31,043,710	4	11,802	3,185	31,055,512
7 治療用装具	1,083	34,445,452	10	256,669	1,093	34,702,121
計	87,043	626,457,544	302	2,554,968	87,345	629,012,512
海外療養費(再掲) (2)	144	2,996,895	5	420,235	149	3,417,130

指定公費請求分は加味せず、療養費として支給決定したもののみで計上する。

### 1 費用の支払について

柔道整復、マッサージ、はり・きゅうについては、被保険者は各施術師に、その施術に要した費用の全額を支払う代わりに、被保険者が受けるべき療養費の受領を各施術師に委任することにより、保険医療機関等に受診する場合と同様に、その施術を受けることができる。

### 2 海外療養費

海外での医療費を被保険者が一時全額負担し、その後世帯主の申請により、保険者がその負担すべき金額を被保険者に払い戻す。ただし、治療目的で海外に渡航した場合は対象にはならない。

なお、療養の範囲は日本国内での保険診療と認められているものに限られ、療養費の計算は国内の医療機関で同様の疾病などについて診療を受けた場合の医療費を標準として行われる。

### (3) 高額療養費支給、高額療養費資金貸付、高額医療・高額介護合算療養費

#### ア 高額療養費

同一の被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で給付を受けた場合で、その一部負担金が下表の自己負担限度額を超えたときに、当該超過額を支給するもの。

また以下の制度が同時に適用される。

#### <世帯合算>

70歳～74歳の方と70歳未満の被保険者が同じ世帯にいる場合

- a. 70歳～74歳の方の外来は、個人単位で自己負担限度額を適用
- b. 70歳～74歳の方の入院分とa適用後の自己負担額を合算して世帯の自己負担限度額を適用
- c. 70歳未満被保険者の合算基準対象額（21,000円）以上の負担と、b適用後の自己負担額を合算して国保世帯全体の自己負担限度額を適用

#### <多数該当>

直近12か月間（診療月を含む）で4回以上高額療養費の支払いが生じたときは、4回目以降は多数該當時の自己負担限度額を超えた額を支給する。

#### <世帯継続>

制度改正により、平成30年度から、都内間の住所異動であり、かつ世帯の継続性が認められた場合には、多数回該当に係る該当回数を通算する。また、転居月については、転出地と転入地における自己負担限度額をそれぞれ2分の1に設定する。

#### <特定疾病>

国が定める下記疾病により医療を受ける者は、申請により10,000円を超える額（人工透析を実施している慢性腎不全で70歳未満の所得区分アまたはイの世帯の加入者は20,000円を超える額）について現物給付を行う。

- ・人工透析を実施している慢性腎不全
- ・血友病
- ・抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

#### 70歳～74歳の方

##### <平成30年7月診療分まで>

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得	57,600円	80,100円+(総医療費10割-267,000円)×1% [多数該當時] 44,400円
一般	14,000円	57,600円 [多数該當時] 44,400円
住民税非課税Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ		15,000円

<平成30年8月診療分から> (制度改正により、現役並みの所得区分が細分化された)

所得区分	自己負担限度額	
	外来	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得	252,600円+(総医療費10割-842,000円)×1% [多数該当時] 140,100円	
現役並み所得	167,400円+(総医療費10割-558,000円)×1% [多数該当時] 93,000円	
現役並み所得	80,100円+(総医療費10割-267,000円)×1% [多数該当時] 44,400円	
一般	18,000円 年間上限144,000円( )	57,600円 [多数該当時] 44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税		15,000円

平成29年8月より、8月1日から翌年7月31日までに外来で支払った医療費の自己負担を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合に超えた額を支給する。

### 70歳未満の方

所得区分 (旧ただし書き所得)	自己負担限度額(国保世帯全体)( )
ア (901万円超の世帯)	252,600円+(総医療費10割-842,000円)×1% [多数該当時] 140,100円
イ (600万円超~901万円以下の世帯)	167,400円+(総医療費10割-558,000円)×1% [多数該当時] 93,000円
ウ (210万円超~600万円以下の世帯)	80,100円+(総医療費10割-267,000円)×1% [多数該当時] 44,400円
エ (210万円以下の世帯)	57,600円 [多数該当時] 44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円 [多数該当時] 24,600円

非自発的の失業者については、前年の給与所得を30/100として自己負担限度額を計算する。

### イ 限度額適用認定証の発行状況

保険者に「限度額適用認定証」を交付申請し、保険証とともに医療機関などに提示すると、同一の医療機関での一部負担金が、個人ごとに自己負担限度額までとなる。

#### 限度額適用認定証の発行状況の推移

(単位:枚)

年度		26		27	28	29	30		
区分	70歳未満	上位所得世帯	355	ア	157	245	233	212	207
				イ	96	140	131	122	141
		一般世帯	2,847	ウ	757	1,180	1,178	1,093	1,074
				エ	1,664	2,585	2,690	2,785	2,583
	非課税世帯	2,311	オ	1,940	2,878	2,951	2,896	2,786	
	70歳~74歳	現役並み	\				\		241
		現役並み	\				\		45
		住民税非課税			450	441	446	482	568
住民税非課税				823	894	938	1,050	1,133	
合計				11,400	8,363	8,567	8,640	8,778	

制度改正により、平成27年1月診療分から70歳未満の所得区分が細分化された。

制度改正により、平成30年8月診療分から70歳~74歳未満の現役並み所得の所得区分が3つに細分化され、新たに現役並み および現役並み が限度額適用認定証の発行対象となった。

## ウ 高額療養費支給、高額療養費資金貸付

高額療養費に該当する場合、その支給には長期間を要する。そこで支給までのつなぎ資金として、高額療養費支給見込額の85%以内（100万円以上は80%以内）を限度に貸付を行っている。

### 高額療養費支給、高額療養費資金貸付の推移 （金額単位：円）

年度	高額療養費支給			高額療養費資金貸付	
	件数	支給額	1件当たり額	件数	金額
26	76,784	4,409,560,755	57,428	16	851,000
27	86,979	4,788,409,705	55,052	18	1,032,000
28	87,220	4,981,013,791	57,109	15	1,511,000
29	86,970	4,853,662,777	55,808	8	558,000
30	82,563	4,771,232,178	57,789	6	312,000

（高額療養費支給欄は徴収金調整後）

## エ 高額医療・高額介護合算療養費

医療費と介護費の両方の負担があることにより、家計の負担が重くなっている場合、その負担を軽減するため、平成20年4月から設けられた制度である。平成21年から申請の受付を開始している。

期間内（8月1日から翌年の7月31日まで）に世帯の国保と介護保険の自己負担額を合算して、世帯の負担限度額を超えた金額のうち、支給金額全体から国保分の自己負担額の割合に応じた金額を支給する。

### 世帯の負担限度額

所得区分	70歳～74歳の方		70歳未満の方（ ）	
	所得区分	現役並み所得	67万円	ア
一般		56万円	イ	141万円
			ウ	67万円
住民税非課税		31万円	エ	60万円
住民税非課税	19万円	オ	34万円	

非自発的失業者については、前年の給与所得を30/100として、自己負担限度額を計算する。

### 高額医療・高額介護合算療養費支給状況

（金額単位：円 徴収金調整後）

年度	件数	支給額
26	275	6,919,935
27	252	7,311,822
28	264	7,067,452
29	336	9,628,904
30	216	5,100,814

#### (4) その他の給付(出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金)

##### ア 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに、世帯主からの申請により42万円を支給する(世帯主支払)。給付の対象は妊娠85日以上で、死産・流産の場合を含む。出産等の日に被保険者の資格を有していることが必要である。

また、事前に申請を行うことにより、区から医療機関へ出産育児一時金を支払う、直接支払制度または、受取代理制度を利用することができる。

##### 直接支払制度

直接支払制度を導入している医療機関等で、被保険者が申し込んだ場合、分娩費の一部として出産育児一時金を保険者(練馬区)から医療機関等に直接支払う制度である。平成21年10月から開始された。

##### 受取代理制度

受取代理制度を導入している医療機関等で、世帯主が医療機関等に出産育児一時金の受け取りを委任することによって、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受け取る制度である。

直接支払制度を利用することが困難な小規模医療機関を対象に平成23年4月から制度化された。

##### 出産費資金貸付

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれている世帯主に対し、支給されるまでのつなぎ資金として、出産育児一時金の80%相当額である33万円(平成21年11月以降)の貸付を行っている。

##### イ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに、その葬儀を行った者に葬祭費として7万円を支給する。

##### ウ 結核医療給付金の支給

感染症予防法が適用される医療を受ける被保険者に、その医療費のうちの一部負担金相当額を支給していたが、平成15年4月から住民税非課税者についてのみ給付金を支給することになった。

##### エ 精神医療給付金の支給

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律が適用される医療を受ける被保険者のうち、住民税非課税者についてのみ一部負担金を支給していた。

平成18年4月から、障害者自立支援法の施行(平成25年4月から障害者総合支援法に改正)に伴い、国保加入の世帯全員の住民税が非課税の場合のみ給付金を支給することになった。



○ その他の給付の給付状況

(金額単位：円 徴収金調整後)

年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
26	874	366,837,670	764	53,480,000	43,397	48,691,223
27	760	319,200,000	793	55,510,000	44,692	49,533,686
28	682	286,020,000	780	54,600,000	47,110	51,766,361
29	556	233,520,000	729	51,030,000	47,680	52,588,877
30	476	199,920,000	760	53,200,000	49,362	52,620,007

※件数は申請件数。

○ 出産育児一時金直接支払・世帯主支払・受取代理・貸付状況

(金額単位：円)

年度	直接支払		世帯主支払		受取代理		(再掲)貸付(33万円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
26	666	279,720,000	126	52,920,000	69	28,980,000	0	0
27	568	238,560,000	121	50,820,000	71	29,820,000	0	0
28	490	205,800,000	97	40,740,000	91	38,220,000	1	330,000
29	476	199,920,000	58	24,360,000	32	13,440,000	1	330,000
30	403	169,260,000	58	24,360,000	19	7,980,000	0	0

※件数は歳出ベースの対象児数。

(5) 一部負担金の減免

区条例第9条に基づき、災害その他の理由により、生活が一時的に困難になり、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免を行っている。

○ 一部負担金の減額・免除

(金額単位：円)

年度	減額		免除	
	件数	金額	件数	金額
26	0	0	0	0
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0
29	0	0	1	959,376
30	0	0	0	0

○ 東日本大震災に伴う一部負担金の減額・免除

東日本大震災の被災者に係る練馬区国民健康保険一部負担金の免除等処理要綱に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者で、練馬区国民健康保険の被保険者となった者に対し、申請に基づき一部負担金の減免を行っている。

対象者および免除期間については、国の通知に基づき随時要綱の改定を行っている。

(金額単位：円)

年度	減額		免除	
	件数	金額	件数	金額
26	0	0	130	1,813,664
27	0	0	201	1,566,819
28	0	0	174	1,391,875
29	0	0	160	1,486,499
30	0	0	268	2,215,488

## (6) 医療費の適正化

### ア 不正利得

被保険者証の不正使用、虚偽の申請による一部負担金の減免等、偽りその他不正な行為により保険給付を受けた場合、不正利得として徴収する。

### イ 不当利得

善意の無資格診療、社会保険への遡及加入等、保険給付を受ける資格がないのに保険給付を受けた場合、不当利得として給付を受けた者に対して、医療費の返還請求を行う。

### ウ 第三者行為

被保険者が交通事故などの第三者の行為が原因で医療の必要が生じた場合には、第三者（加害者）が損害賠償の責任の度合に応じて医療費等を負担することが原則である。

しかし、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に代位取得し、第三者に保険者負担分医療費を請求する。

公害が原因で被保険者に医療の必要が生じた場合は、国が第三者（加害者）となり、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は国に対し、保険者負担分の医療費を請求する。

## 返納金等の調定状況（現年度分）

（金額単位：円）

年度	件数	金額	不正利得・不当利得		第三者行為	
			件数	金額	件数	金額
26	2,009	51,124,789	1,401	17,144,704	608	33,980,085
27	2,479	54,711,009	1,714	15,900,200	765	38,810,809
28	3,030	60,621,185	2,014	20,392,787	1,016	40,228,398
29	2,863	82,406,417	1,934	34,591,285	929	47,815,132
30	3,076	56,924,266	2,233	23,790,056	843	33,134,210

第三者行為には公害分を含む。件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。

### エ 診療報酬明細書の点検

保険医療機関から提出された診療報酬明細書（レセプト）について点検を行う。

#### 資格点検

被保険者の資格を点検し、不適合なものを医療機関に返戻する。

#### 内容点検

- ・診療内容を点検し、疑義のあるものについて、再審査を請求する。
- ・記載事項を点検し、誤りや不足があるものを、医療機関に返戻する。

なお、平成8年度から専門的に内容点検に従事する非常勤職員のレセプト点検員を採用し、当初は4名で平成30年度は8名体制で行っている。

また、平成20年1月からは画像レセプトによる点検を実施している。

診療報酬明細書の点検状況

(金額単位：千円)

年度	資格点検の結果による		内容点検の結果による		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
26	11,846	122,046	11,091	132,857	22,937	254,903
27	12,061	117,831	11,244	119,601	23,305	237,432
28	12,800	114,426	9,655	108,387	22,455	222,813
29	12,959	120,351	8,219	131,511	21,178	251,862
30	12,042	98,084	10,433	168,646	22,475	266,731

件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数。

オ 医療費通知

医療費についての認識を高めてもらうため、被保険者に対し、医療費の額などを通知している。

平成30年度 8月 78,429件 2月 78,182件

カ 後発医薬品利用差額通知

後発医薬品に切り替えた場合に薬代の負担軽減額が一定額以上見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額を通知をする。

平成30年度 7月 6,131件 10月 6,116件 2月 5,266件

キ 柔道整復師施術状況調査

柔道整復師の施術を受けた被保険者のうち、多部位、長期、頻回等の傾向がある方を対象に診療年月、日数、支払金額と負傷原因等を記載してもらうためのアンケート調査を実施している。

平成30年度実施件数 94件

ク 重複・頻回受診者の訪問指導

医療機関等を重複・頻回受診している被保険者に対して、適正受診を促し、健康被害を防ぐための指導を行っている。

平成30年度実績	初回	対象	191人	初回訪問	61人
	2回目	対象	61人	継続訪問	22人
				電話実施	27人

## 7 保険料

保険料は、国庫支出金とともに国民健康保険事業の主要な財源である。平成30年度の保険料が歳入全体に占める割合は、26.6%だった。

### < 保険料について（特別区統一保険料の考え方） >

国民健康保険制度は、法律改正により平成30年度から、東京都が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなった。

これまで、各保険者が地域ごとの医療給付費等を基に保険料を算定することが原則であったが、東京都が、都内すべての医療費等を賄うために必要な額として区市町村ごとに算定する納付金を基に保険料を算定する仕組みに改められた。

特別区では、制度発足以来統一保険料方式をとってきており、今回の制度改革の趣旨を踏まえ、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく、23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。）として、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として定め、各区で条例をつくる際には、原則、この共通基準に合わせるという統一保険料方式による運用を申し合わせた。

これにより、特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区が条例で定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料方式を行っている。

練馬区においても、引き続き特別区統一保険料方式を採用している。

### （１）賦課率・保険料率等の推移

年度		賦課率	賦課割合	保険料率		賦課限度額
			(所得割・均等割)	所得割率	均等割額	
26	基	50.00%	58:42	6.30/100	32,400円	51万円
	支	50.00%	59:41	2.17/100	10,800円	16万円
	介	50.00%	50:50	1.63/100	15,300円	14万円
27	基	50.00%	58:42	6.45/100	33,900円	52万円
	支	50.00%	58:42	1.98/100	10,800円	17万円
	介	50.00%	50:50	1.48/100	14,700円	16万円
28	基	50.00%	59:41	6.86/100	35,400円	54万円
	支	50.00%	59:41	2.02/100	10,800円	19万円
	介	50.00%	50:50	1.53/100	14,700円	16万円
29	基	50.00%	59:41	7.47/100	38,400円	54万円
	支	50.00%	58:42	1.96/100	11,100円	19万円
	介	50.00%	50:50	1.54/100	15,600円	16万円
30	基	50.00%	59:41	7.32/100	39,000円	58万円
	支	50.00%	59:41	2.22/100	12,000円	19万円
	介	50.00%	53:47	1.61/100	15,600円	16万円

基...基礎（医療）分保険料、支...後期高齢者支援金分保険料、介...介護分保険料

## (2) 平成30年度保険料算定方法

保険料は世帯単位で算定され、世帯主を納付義務者として賦課される。

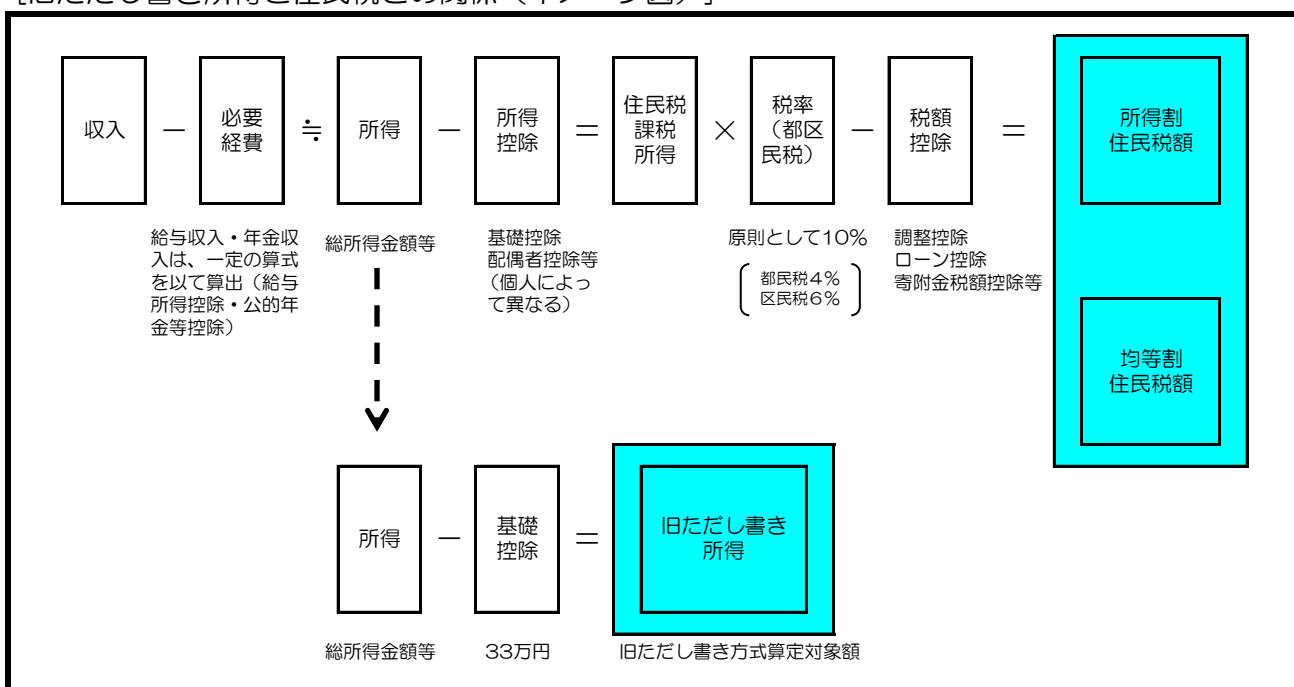
	＜均等割額＞	＜所得割額＞
基礎（医療）分		
年間保険料	$(39,000 \text{ 円} \times \text{世帯の被保険者数})$	$+ \left[ \text{世帯の被保険者全員の旧ただし書き所得金額} \right] \times 7.32 / 100$
後期高齢者支援金分		
年間保険料	$(12,000 \text{ 円} \times \text{世帯の被保険者数})$	$+ \left[ \text{世帯の被保険者全員の旧ただし書き所得金額} \right] \times 2.22 / 100$
介護分		
年間保険料	$(15,600 \text{ 円} \times \text{世帯の40歳～64歳の被保険者数})$	$+ \left[ \text{世帯の40歳～64歳の被保険者の旧ただし書き所得金額} \right] \times 1.61 / 100$

※旧ただし書き方式とは

前年中（1～12月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から、住民税基礎控除額33万円を差し引いた額。

（ただし、総所得金額には退職所得は含まず、雑損失の繰越控除額は控除をしない。）

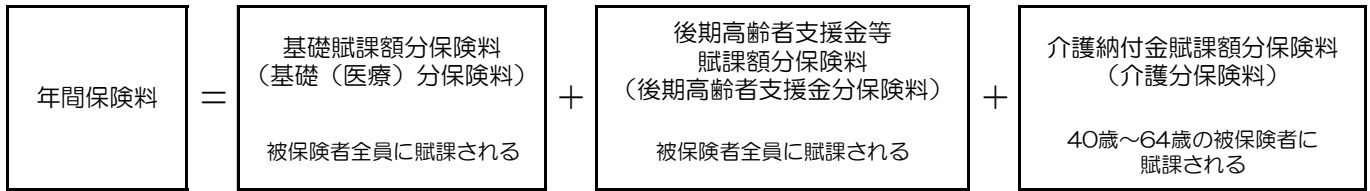
[旧ただし書き所得と住民税との関係（イメージ図）]



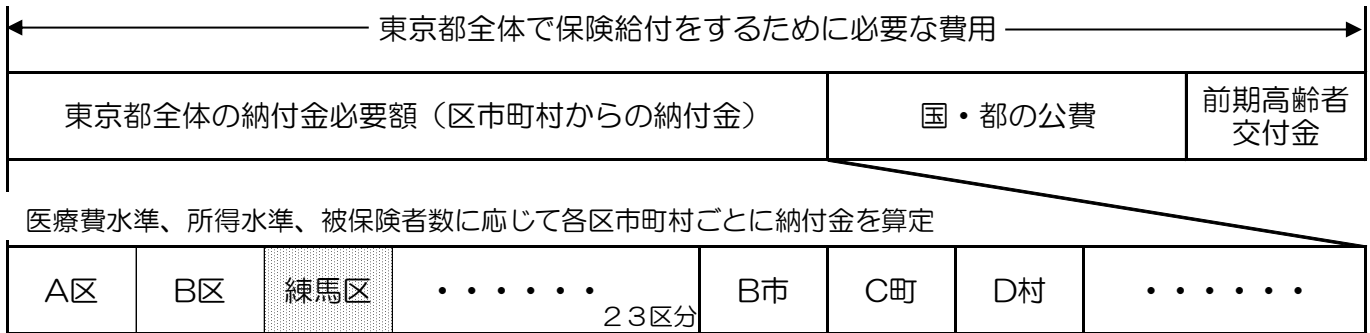
### (3) 特別区国保共通基準等の保険料算定のしくみ

#### ア 国民健康保険の保険料

国民健康保険の年間の保険料は、つぎのように算定される。

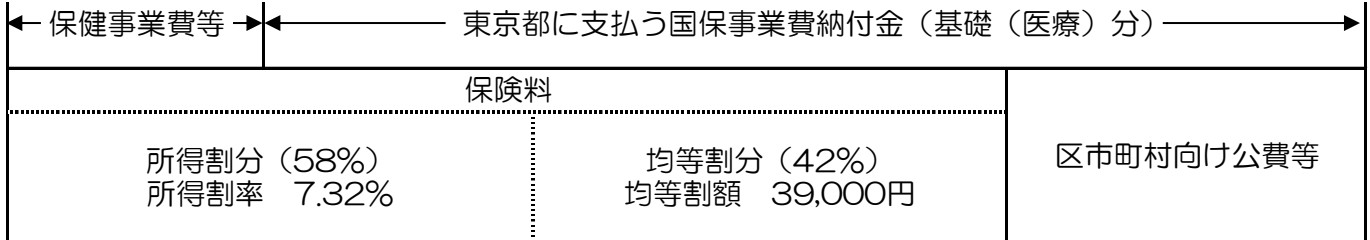


#### イ 国保事業費納付金算定のしくみ

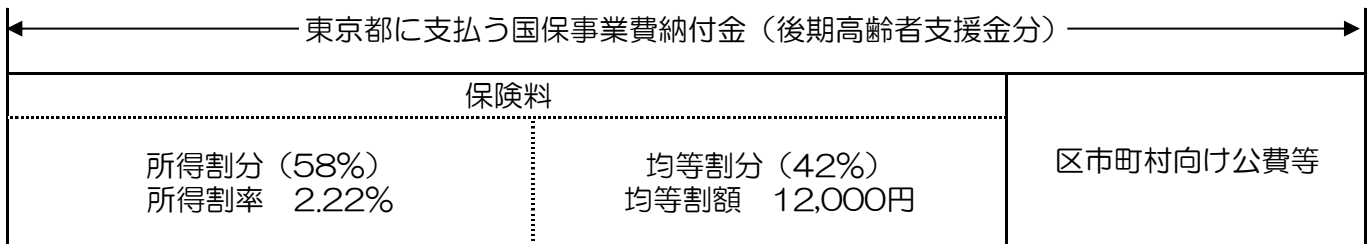


#### ウ 基準保険料率算定のしくみ

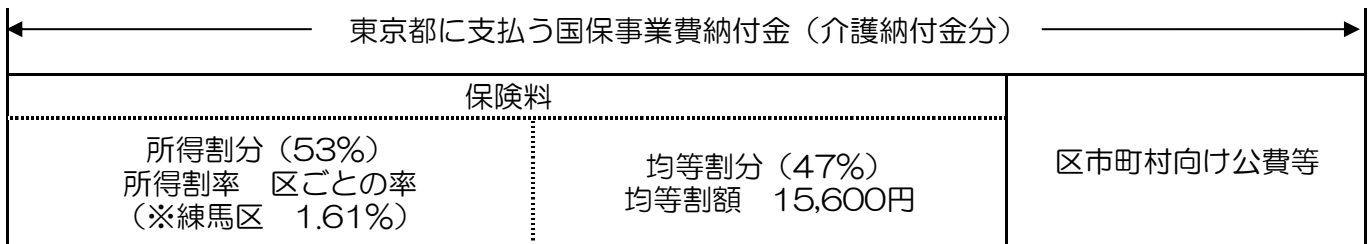
##### ① 基礎(医療) 賦課額分保険料 (基礎(医療) 分保険料)



##### ② 後期高齢者支援金等賦課額分保険料 (後期高齢者支援金分保険料)



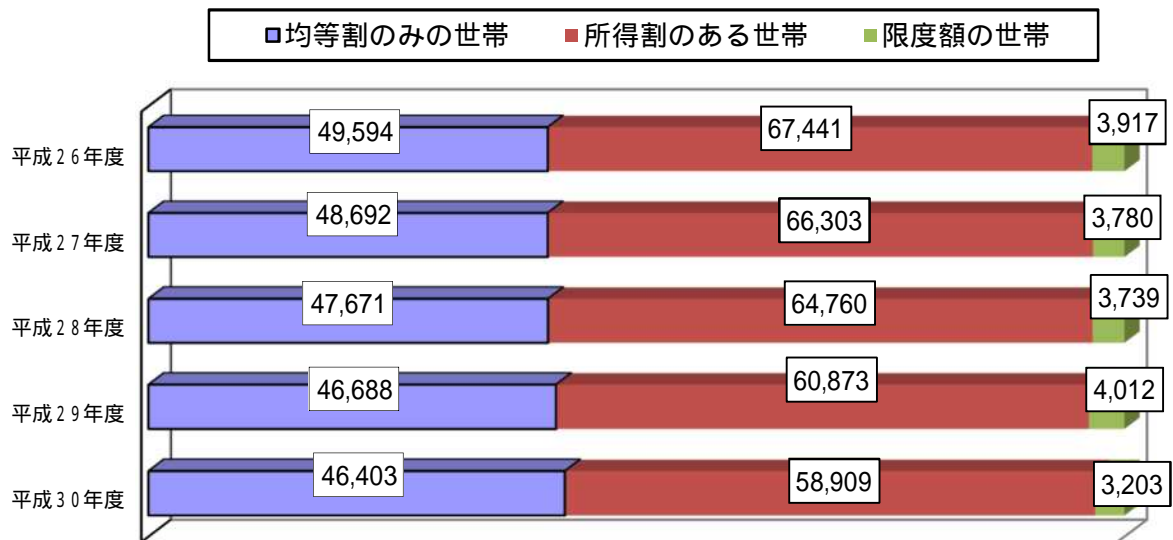
##### ③ 介護納付金賦課額分保険料 (介護分保険料)



(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（本算定時点）

世帯構成率（基礎分）の推移

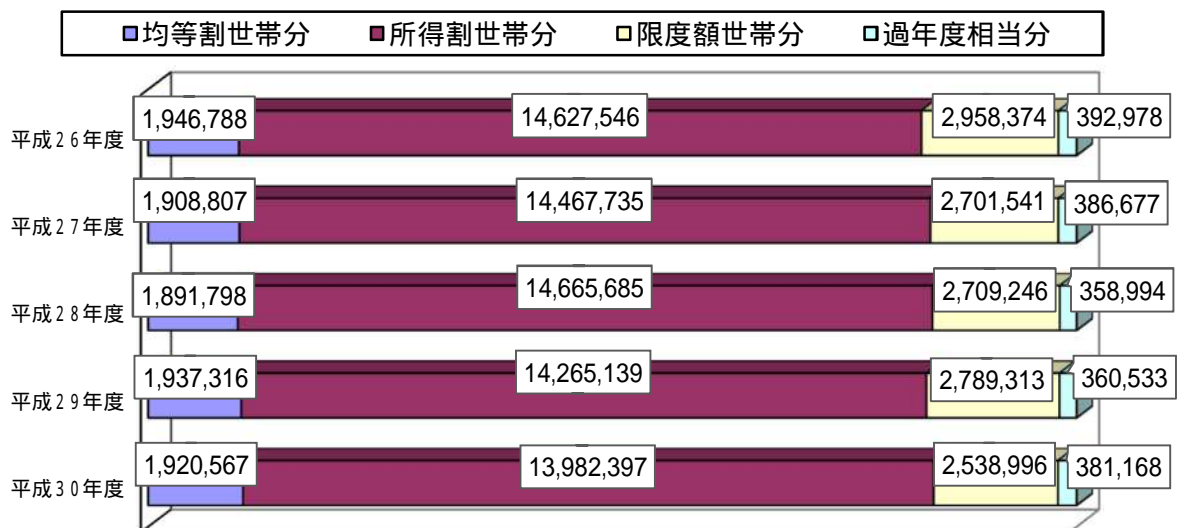
数字は世帯数



基礎分は基礎（医療）分保険料

保険料（現年分）調定額構成率の推移

単位 = 千円



基礎（医療）分、後期高齢者支援金分、介護分保険料の合計

## (5) 保険料収入の推移

&lt; 現年分 &gt;

(単位：円・%)

年度		調定額 A B + C + D	被保険者1人 当たりの 調定額	収納額		不納欠損額		収入未済額	
				金額B	収納率 B / A	金額C	C / A	金額D	収入未済率 D / A
26	基礎	13,342,358,440	72,090	11,754,447,838	88.10	1,378,155	0.01	1,586,532,447	11.89
	支援	4,484,374,376	24,229	3,945,756,346	87.99	470,128	0.01	538,147,902	12.00
	介護	1,901,126,116	28,318	1,647,927,881	86.68	190,543	0.01	253,007,692	13.31
	合計	19,727,858,932	106,591	17,348,132,065	87.94	2,038,826	0.01	2,377,688,041	12.05
27	基礎	13,263,809,546	74,303	11,692,114,217	88.15	3,124,332	0.02	1,568,570,997	11.83
	支援	4,163,040,394	23,321	3,670,281,192	88.16	990,593	0.02	491,768,609	11.81
	介護	1,747,904,891	27,179	1,519,202,788	86.92	507,350	0.03	228,194,753	13.06
	合計	19,174,754,831	107,416	16,881,598,197	88.04	4,622,275	0.02	2,288,534,359	11.94
28	基礎	13,358,793,919	78,230	11,758,674,597	88.02	3,143,361	0.02	1,596,975,961	11.95
	支援	4,079,752,621	23,891	3,597,907,656	88.19	952,605	0.02	480,892,360	11.79
	介護	1,676,292,786	27,411	1,451,864,315	86.61	530,077	0.03	223,898,394	13.36
	合計	19,114,839,326	111,938	16,808,446,568	87.93	4,626,043	0.02	2,301,766,715	12.04
29	基礎	13,421,486,683	83,612	11,803,383,855	87.94	5,461,255	0.04	1,612,641,573	12.02
	支援	3,791,249,872	23,618	3,343,157,288	88.18	1,528,324	0.04	446,564,260	11.78
	介護	1,590,431,450	27,922	1,379,509,141	86.74	814,702	0.05	210,107,607	13.21
	合計	18,803,168,005	117,138	16,526,050,284	87.89	7,804,281	0.04	2,269,313,440	12.07
30	基礎	12,917,273,306	84,362	11,491,261,294	88.96	30,596,138	0.24	1,395,415,874	10.80
	支援	3,974,508,249	25,957	3,537,577,185	89.01	9,343,543	0.24	427,587,521	10.76
	介護	1,547,620,339	28,433	1,357,576,596	87.72	4,569,941	0.30	185,473,802	11.98
	合計	18,439,401,894	120,426	16,386,415,075	88.87	44,509,622	0.24	2,008,477,197	10.89

&lt; 滞納繰越分 &gt;

(単位：円・%)

年度		調定額 A B + C + D	収納額		不納欠損額		収入未済額	
			金額B	収納率 B / A	金額C	C / A	金額D	収入未済率 D / A
26	基礎	2,764,977,375	1,013,419,325	36.65	623,811,435	22.56	1,127,746,615	40.79
	支援	971,034,057	357,962,083	36.86	207,913,743	21.41	405,158,231	41.72
	介護	458,412,206	173,183,785	37.78	92,410,918	20.16	192,817,503	42.06
	合計	4,194,423,638	1,544,565,193	36.82	924,136,096	22.03	1,725,722,349	41.14
27	基礎	2,608,538,209	969,568,508	37.17	591,895,026	22.69	1,047,074,675	40.14
	支援	906,744,162	335,091,976	36.96	213,220,496	23.51	358,431,690	39.53
	介護	431,804,171	164,000,640	37.98	96,036,749	22.24	171,766,782	39.78
	合計	3,947,086,542	1,468,661,124	37.21	901,152,271	22.83	1,577,273,147	39.96
28	基礎	2,511,556,471	885,959,565	35.28	545,132,492	21.70	1,080,464,414	43.02
	支援	816,951,370	285,430,413	34.94	186,691,321	22.85	344,829,636	42.21
	介護	387,074,712	137,895,140	35.62	84,839,522	21.92	164,340,050	42.46
	合計	3,715,582,553	1,309,285,118	35.24	816,663,335	21.98	1,589,634,100	42.78
29	基礎	2,571,495,401	891,894,161	34.68	574,695,331	22.35	1,104,905,909	42.97
	支援	793,599,403	274,026,169	34.53	182,945,615	23.05	336,627,619	42.42
	介護	375,299,869	131,565,671	35.06	83,336,175	22.21	160,398,023	42.74
	合計	3,740,394,673	1,297,486,001	34.69	840,977,121	22.48	1,601,931,551	42.83
30	基礎	2,564,658,066	879,761,459	34.30	661,901,256	25.81	1,022,995,351	39.89
	支援	740,633,939	252,201,022	34.05	199,433,271	26.93	288,999,646	39.02
	介護	353,026,062	124,119,005	35.16	87,591,572	24.81	141,315,485	40.03
	合計	3,658,318,067	1,256,081,486	34.33	948,926,099	25.94	1,453,310,482	39.73

基礎は基礎(医療)分保険料、支援は後期高齢者支援金分保険料、介護は介護分保険料。

介護を除く被保険者1人当たり調定額は、年度末調定額 / 年間平均被保険者数。

介護の被保険者1人当たり調定額は、年度末調定額 / 年間平均介護保険第2号被保険者数。

収納額は還付未済額を除いた額。

不納欠損額は、調定額のうち徴収権の消滅時効等により徴収できなくなった額。

収入未済額は、調定額のうち保険料がその年度に収入されなかった額。



<現年分・滞納繰越分合計>

(単位：円・%)

年度		調定額 A // B+C+D	収納額		不納欠損額		収入未済額	
			金額B	収納率 B/A	金額C	C/A	金額D	収入未済率 D/A
26	基礎	16,107,335,815	12,767,867,163	79.3	625,189,590	3.9	2,714,279,062	16.9
	支援	5,455,408,433	4,303,718,429	78.9	208,383,871	3.8	943,306,133	17.3
	介護	2,359,538,322	1,821,111,666	77.2	92,601,461	3.9	445,825,195	18.9
	合計	23,922,282,570	18,892,697,258	79.0	926,174,922	3.9	4,103,410,390	17.2
27	基礎	15,872,347,755	12,661,682,725	79.8	595,019,358	3.7	2,615,645,672	16.5
	支援	5,069,784,556	4,005,373,168	79.0	214,211,089	4.2	850,200,299	16.8
	介護	2,179,709,062	1,683,203,428	77.2	96,544,099	4.4	399,961,535	18.3
	合計	23,121,841,373	18,350,259,321	79.4	905,774,546	3.9	3,865,807,506	16.7
28	基礎	15,870,350,390	12,644,634,162	79.7	548,275,853	3.5	2,677,440,375	16.9
	支援	4,896,703,991	3,883,338,069	79.3	187,643,926	3.8	825,721,996	16.9
	介護	2,063,367,498	1,589,759,455	77.0	85,369,599	4.1	388,238,444	18.8
	合計	22,830,421,879	18,117,731,686	79.4	821,289,378	3.6	3,891,400,815	17.0
29	基礎	15,992,982,084	12,695,278,016	79.4	580,156,586	3.6	2,717,547,482	17.0
	支援	4,584,849,275	3,617,183,457	78.9	184,473,939	4.0	783,191,879	17.1
	介護	1,965,731,319	1,511,074,812	76.9	84,150,877	4.3	370,505,630	18.8
	合計	22,543,562,678	17,823,536,285	79.1	848,781,402	3.8	3,871,244,991	17.2
30	基礎	15,481,931,372	12,371,022,753	79.9	692,497,394	4.5	2,418,411,225	15.6
	支援	4,715,142,188	3,789,778,207	80.4	208,776,814	4.4	716,587,167	15.2
	介護	1,900,646,401	1,481,695,601	78.0	92,161,513	4.8	326,789,287	17.2
	合計	22,097,719,961	17,642,496,561	79.8	993,435,721	4.5	3,461,787,679	15.7

※基礎は基礎（医療）分保険料、支援は後期高齢者支援金分保険料、介護は介護分保険料。

※収納額は還付未済額を除いた額。

※不納欠損額は、調定額のうち徴収権の消滅時効等により徴収できなくなった額。

※収入未済額は、調定額のうち保険料がその年度に収入されなかった額。

<参考>保険料階層別の収納率（現年分）

(平成30年度実績)

保険料階層別	世帯数	調定額	1世帯当たり調定額	収納額	収納率	未収額	未納世帯数 (構成比)
	世帯	円	円	円	%	円	世帯(%)
10万円未満世帯	72,008	2,449,263,181	34,014	2,051,031,153	83.7%	398,232,028	13,489 58.3%
均等割世帯 (再掲)	50,637	1,526,971,773	30,155	1,235,427,455	80.9%	291,544,318	9,952 43.0%
10万円以上 20万円未満世帯	21,378	3,143,593,437	147,048	2,641,204,109	84.0%	502,389,328	4,760 20.6%
20万円以上 限度額未満世帯	30,313	11,890,450,943	392,256	10,779,559,767	90.7%	1,110,891,176	4,814 20.8%
限度額世帯	1,012	956,094,333	944,757	914,368,910	95.6%	41,725,423	74 0.3%
計	124,711	18,439,401,894	147,857	16,386,163,939	88.9%	2,053,237,955	23,137

※世帯数は、年度途中で資格喪失した世帯の数を含む延べ世帯数。

※1世帯当たり調定額には、過年度分の調定額も含まれている。限度額世帯では限度額（93万円）を上回った金額となっている。

※収納額には、還付未済額等を含まない。

## (6) 保険料納付方法の状況

### <口座振替の状況>

口座振替による収納は、収納率が高く、また、口座振替率が高いと収納率も高いという相関関係も見られる。口座振替の利便性を、ねりま区報や区ホームページ等でPRするほか、様々な機会をとらえて口座振替勧奨を実施している。口座振替は現年度分が対象となる。

### ○ 口座振替世帯数および世帯の加入率

区分 年度	口座振替 世帯数	世帯の 加入率	口座振替収納率
26	42,945	36.94%	99.24%
27	42,190	37.10%	99.38%
28	39,980	36.61%	99.35%
29	38,138	36.03%	99.39%
30	36,316	35.02%	99.41%

※世帯の加入率 =  $\frac{\text{対象年度末時点の口座振替世帯数}}{\text{対象年度末時点の国保加入世帯数}}$

### <コンビニエンスストア、モバイルレジ、金融機関等による収納>

コンビニエンスストア収納は、平成16年6月に開始した。

モバイルレジによる収納は、平成22年4月に開始した。

コンビニ収納とモバイルレジの取扱いが増え、金融機関等の取扱いは年々低下している。

### ○ コンビニ収納、モバイルレジ、金融機関等の利用件数(納付書単位)と金額の割合(%)

区分 年度	コンビニ収納	モバイルレジ	金融機関等(口座除く)
26	327,187 (75.5%)	1,057 (0.2%)	105,415 (24.3%)
27	328,640 (77.2%)	1,272 (0.3%)	95,611 (22.5%)
28	321,569 (78.3%)	1,425 (0.3%)	87,712 (21.4%)
29	313,704 (79.0%)	1,852 (0.5%)	81,691 (20.5%)
30	320,722 (80.5%)	2,710 (0.7%)	75,095 (18.8%)

※モバイルレジは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話・スマートフォンで読み取り、ネットバンキングによる支払ができるサービス。

※金融機関等は、口座振替を除いた、とりまとめ金融機関の処理件数。

## (7) 保険料の減額賦課

減額賦課は、一定の所得以下の世帯に対し、保険料の均等割額を減額して賦課するものである。(軽減額等は、平成30年4月1日現在の数値)

区条例第19条の2第1号に該当する世帯(1号世帯)については、被保険者1人当たり均等割額の7割(基礎(医療)分27,300円、後期高齢者支援金分8,400円、介護分10,920円)が軽減される。

区条例第19条の2第2号に該当する世帯(2号世帯)については、被保険者1人当たり均等割額の5割(基礎(医療)分19,500円、後期高齢者支援金分6,000円、介護分7,800円)が軽減される。

区条例第19条の2第3号に該当する世帯(3号世帯)については、被保険者1人当たり均等割額の2割(基礎(医療)分7,800円、後期高齢者支援金分2,400円、介護分3,120円)が軽減される。

### 保険料減額賦課状況(条例による減額)

(金額単位：千円)

年度	1号世帯		2号世帯		3号世帯		減額賦課 合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
26	33,653	1,244,427	10,285	398,078	9,890	159,496	1,802,001
27	34,015	1,268,757	11,062	422,859	10,131	165,576	1,857,192
28	33,968	1,275,920	10,988	418,978	9,925	160,286	1,855,184
29	34,053	1,338,024	10,532	428,062	9,717	163,391	1,929,477
30	34,333	1,359,617	10,606	429,869	9,419	158,124	1,947,610

## (8) 非自発的失業者の保険料軽減

企業の倒産や解雇により自己都合によらない非自発的失業者になった場合、保険料の軽減を行う制度。離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100に減じ保険料を計算する。

以下の条件をすべて満たした場合に対象となる。

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34の方(これらのコードであっても、「特例受給資格者」は除く)

離職日の時点で65歳未満の方(「高年齢受給資格者」でない方)

### 非自発的失業者の加入状況

(単位：人)

年度	被保険者数
26	2,248
27	2,197
28	2,114
29	2,134
30	2,105

## (9) 保険料の減免

保険料の減免は、災害その他の理由により、生活が著しく困難となった納付義務者のうち、申請により減免の必要があると認められる納付義務者（世帯の平均収入額や預貯金等の資産の合計と生活保護の基準額の115/100との比較）に対して行う。ただし、減免期間は3か月を限度とする。

職場等の健康保険に加入していた本人が、後期高齢者医療制度に移行（加入）することに伴って、新たに国民健康保険に加入する65歳以上の被扶養者（旧被扶養者）に係る保険料は、所得割額を免除するとともに、均等割額を5割に減額する。

### 保険料減免状況

災害等の減免（金額単位：千円）

年度	減免世帯	
	件数	金額
26	5	255
27	5	244
28	5	551
29	7	503
30	6	494

旧被扶養者（金額単位：千円）

年度	減免世帯	
	件数	金額
26	738	19,113
27	706	19,512
28	724	20,769
29	732	20,938
30	750	21,354

旧被扶養者の減免は後期高齢者医療制度創設に伴うもの。平成20年度制度開始

## (10) 東日本大震災の被災者に係る保険料減免

東日本大震災の被災者に係る練馬区国民健康保険料の減免等処理要綱に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者で、練馬区国民健康保険の被保険者となった者に対し、申請に基づき保険料の減免を行う。

### 東日本大震災の被災者に係る保険料減免状況

（金額単位：千円）

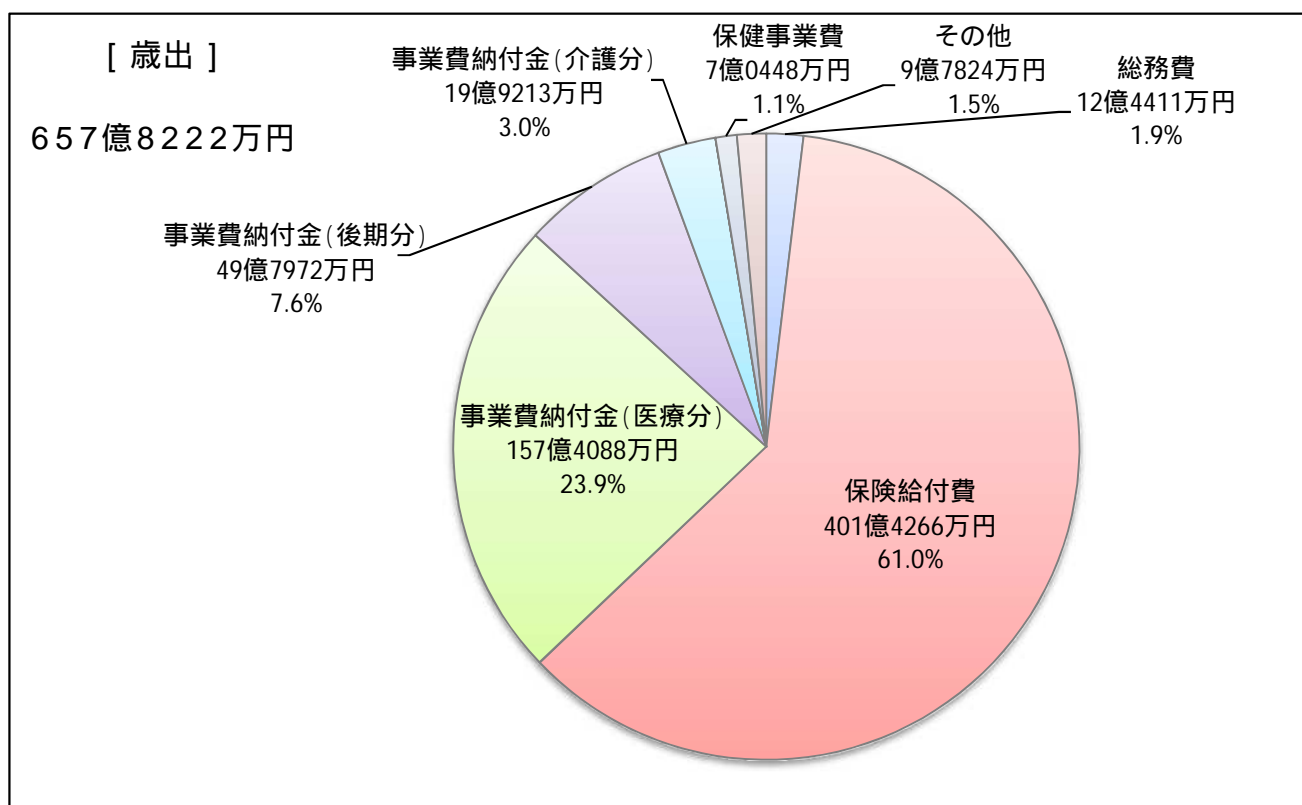
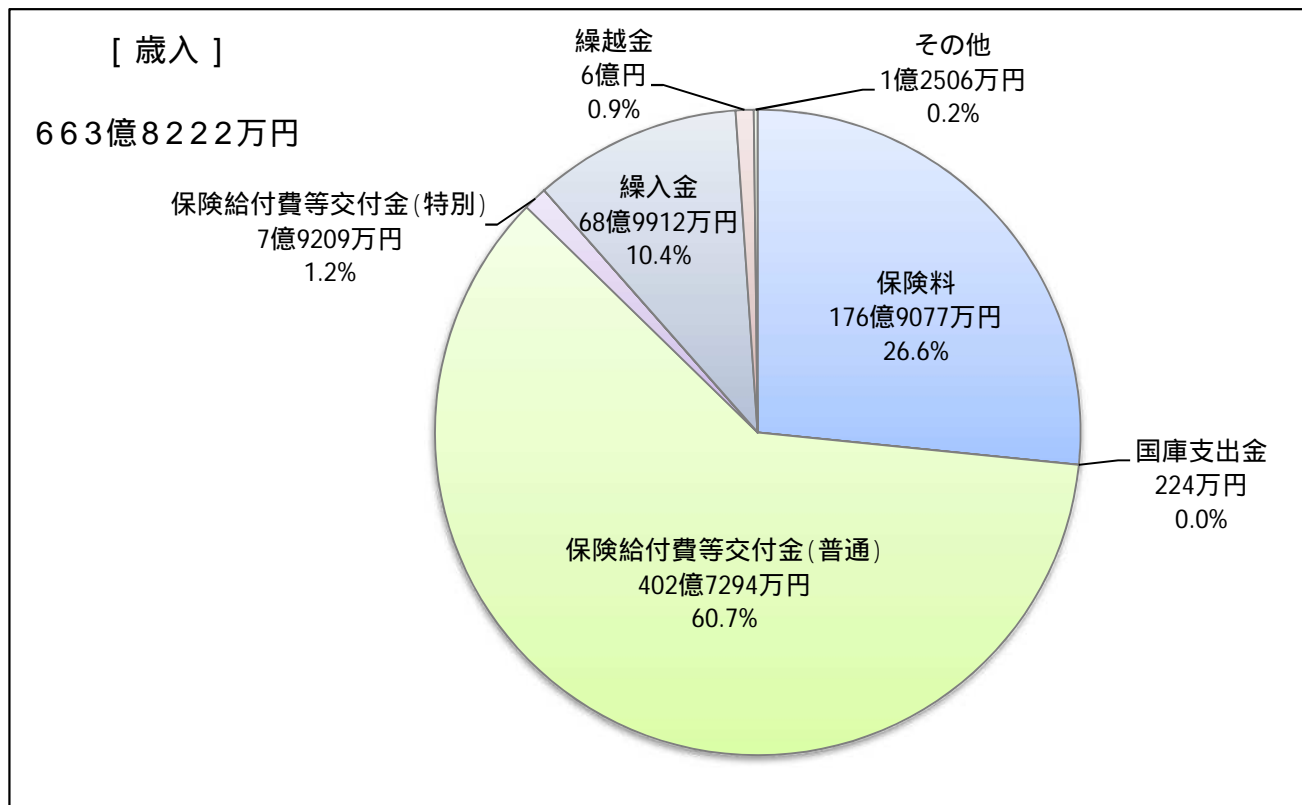
年度	件数	金額
26	10	1,532
27	10	1,855
28	9	1,405
29	8	990
30	17	1,851

## 8 財政

国民健康保険事業に要する経費は、特別会計を設置して管理している。

平成30年度は、歳入が663億8222万円、歳出が657億8222万円で、前年度と比較して、歳入は102億2038万円（13.3%）減、歳出は102億2038万円（13.4%）減となっている。

平成30年度 決算構成図



## (1) 歳入

保険料		「7 保険料の項(32頁)」参照
国庫支出金	国庫補助金 災害臨時特例補助金	東日本大震災被災に伴う保険料および一部負担金等減免に対する臨時特例補助金
都支出金	都補助金 保険給付費等交付金	国民健康保険事業を持続的・安定的に運営していくための交付金 ・普通交付金(保険給付に必要な費用に対する交付金) ・特別交付金(災害等特別な事情に対する交付金)
	財政安定化基金交付金	災害等の特別な事情により収納不足となった場合に、都の財政安定化基金から受ける交付金 ・財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付
繰入金	保険基盤安定繰入金	・保険料軽減分(一般被保険者の均等割保険料軽減対象者数×基準単価) ・保険者支援分(一般被保険者の均等割保険料軽減対象者数×1人当たり平均保険料収納額×一定割合)
	職員給与費等繰入金	総務費など国民健康保険の事務の執行に要する経費分
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の支給に要する経費分×2/3
	その他一般会計繰入金	その他国民健康保険事業会計の財源不足分の繰入金
特別区債	財政安定化基金貸付金	予期せぬ保険料の収納不足等により財源不足となった場合に、都の財政安定化基金から受ける貸付金

## (2) 歳出

総務費	職員人件費、事務費等
保険給付費	「6 保険給付の項(19頁)」参照
国民健康保険事業費納付金	都が国民健康保険事業を運営するために、区市町村が都に納める納付金(医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分)
財政安定化基金拠出金	災害等の特別な事情により収納不足となり、基金から財政安定化基金交付金の交付を受けた場合に、交付を受けた翌々年度に交付額の1/3相当額を拠出金として都へ納付する費用
財政安定化基金償還金	予期せぬ保険料の収納不足等により基金から財政安定化基金貸付金の貸付を受けた場合に、償還金の納付にかかる費用
保健事業費	特定健康診査・保健指導にかかる事業費・事務費

## (3) 歳入決算状況

(単位：千円)

歳入区分	26年度	27年度	28年度	29年度	歳入区分	30年度( )
保険料	18,934,188 (27.4)	18,391,911 (22.7)	18,167,642 (23.0)	17,869,598 (23.3)	保険料	17,690,774 (26.6)
国庫支出金	14,872,751 (21.5)	15,412,533 (19.0)	15,472,182 (19.6)	14,952,890 (19.5)	国庫支出金	2,240 (0.0)
療養給付費 交付金	1,651,960 (2.4)	871,826 (1.1)	683,932 (0.9)	532,408 (0.7)	都支出金 保険給付費等 交付金(普通)	40,272,938 (60.7)
前期高齢者 交付金	12,424,681 (18.0)	11,790,123 (14.5)	11,755,096 (14.9)	12,966,012 (16.9)	都支出金 保険給付費等 交付金(特別)	792,087 (1.2)
都支出金	4,306,985 (6.2)	4,422,948 (5.5)	4,369,036 (5.5)	4,044,432 (5.3)	都支出金 財政安定化 基金交付金	0 (0.0)
共同事業 交付金	7,385,946 (10.7)	19,234,900 (23.7)	19,598,640 (24.8)	18,423,318 (24.1)	特別区債 財政安定化 基金貸付金	0 (0.0)
繰入金	8,860,790 (12.8)	10,360,856 (12.8)	8,178,769 (10.4)	7,135,834 (9.3)	繰入金	6,899,125 (10.4)
繰越金	600,001 (0.9)	600,001 (0.7)	600,001 (0.8)	600,001 (0.8)	繰越金	600,000 (0.9)
その他収入	58,871 (0.1)	62,603 (0.1)	69,821 (0.1)	78,107 (0.1)	その他収入	125,058 (0.2)
計	69,096,173	81,147,701	78,895,119	76,602,600	計	66,382,222

国保制度改革に伴い、会計科目を変更。( )内は歳入に占める割合(%)を表す。

## (4) 歳出決算状況

(単位：千円)

歳出区分	26年度	27年度	28年度	29年度	歳入区分	30年度( )
総務費	1,209,630 (1.8)	1,192,465 (1.5)	1,139,986 (1.5)	1,232,946 (1.6)	総務費	1,244,107 (1.9)
保険給付費	43,584,575 (63.6)	44,548,675 (55.3)	43,482,721 (55.5)	41,989,101 (55.2)	保険給付費	40,142,664 (61.0)
後期高齢者 支援金	9,811,276 (14.3)	9,713,534 (12.1)	9,286,821 (11.9)	8,993,302 (11.8)	国民健康保険 事業費納付金 (医療分)	15,740,882 (23.9)
前期高齢者 納付金	7,588 (0.0)	6,512 (0.0)	6,686 (0.0)	33,215 (0.0)	国民健康保険 事業費納付金 (後期分)	4,979,721 (7.6)
老人保健 拠出金	360 (0.0)	360 (0.0)	283 (0.0)	180 (0.0)	国民健康保険 事業費納付金 (介護分)	1,992,128 (3.0)
介護納付金	4,305,200 (6.3)	4,001,339 (5.0)	3,854,097 (4.9)	3,825,309 (5.0)	財政安定化 基金拠出金	0 (0.0)
共同事業 拠出金	7,823,888 (11.4)	19,483,138 (24.2)	19,363,215 (24.7)	18,553,382 (24.4)	保健事業費	704,483 (1.1)
保健事業費	832,432 (1.2)	819,760 (1.0)	775,055 (1.0)	742,260 (1.0)	その他支出	978,237 (1.5)
その他支出	921,224 (1.4)	781,916 (1.1)	386,254 (0.6)	632,905 (0.8)		
計	68,496,173	80,547,699	78,295,118	76,002,600	計	65,782,222

国保制度改革に伴い、会計科目の変更。( )内は歳出に占める割合(%)を表す。

## 9 保健事業

国保法第82条および区条例第13条に基づき、被保険者の健康の保持増進および医療費の適正化のために必要な事業（保健事業）を行っている。

### （１）練馬区国民健康保険データヘルス計画

平成30年度に、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づく「第二期データヘルス計画（保健事業の実施計画）」と高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づく「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的にまとめた「練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成30年～35年度）」を策定した。

本計画では、健康・医療情報を活用し、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、計画の全体目標を掲げるとともに、各保健事業ごとに成果指標を設定し、事業の評価にも取り組んでいる。

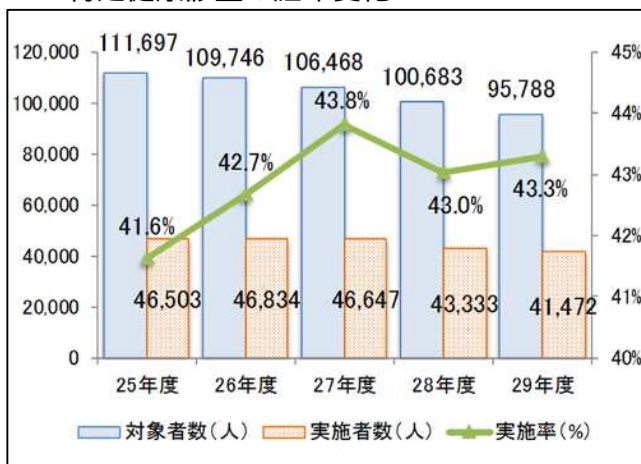
### （２）特定健康診査・特定保健指導

平成20年度から40歳～74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定健康診査	対象者	111,697人	109,746人	106,468人	100,683人	95,788人	92,052人
	実施者	46,503人	46,834人	46,647人	43,333人	41,472人	38,997人
	実施率	41.6%	42.7%	43.8%	43.0%	43.3%	42.4%
特定保健指導	対象者	5,009人	5,485人	5,358人	5,035人	4,970人	4,688人
	実施者	1,102人	1,155人	1,146人	509人	731人	515人
	実施率	22.0%	21.1%	21.4%	10.1%	14.7%	11.0%

いずれの年度も法定報告値。平成30年度は未確定値（令和元年7月末日現在）

特定健康診査の経年変化



特定保健指導の経年変化





### (3) 特定健康診査の受診・特定保健指導の利用勧奨

特定健康診査の受診率向上を目指し、特定健康診査の対象者の特性および過去の健診結果に応じて、受診勧奨通知を送付している。

また、特定保健指導の未利用者に対して、過去の利用状況やリスク等に応じて手紙や電話による利用勧奨を行っている。

平成30年度	特定健康診査受診勧奨	延べ	13,378件
	特定保健指導利用勧奨	延べ	3,641件

### (4) 糖尿病重症化予防事業

糖尿病性腎症の重症化を予防し、医療費の適正化および対象者のQOLの維持・向上を目指し、糖尿病重症化のリスクが高い者に対して、医療機関の受診勧奨および保健指導を行っている。

平成30年度	医療機関受診勧奨	142件
	面談等による個別支援（保健指導）	17件

### (5) 保養施設

近県の旅館等と協定を結び、一般よりも低廉な料金で被保険者の利用に供している。平成21年度からは、後期高齢者医療制度加入の方も利用できることとした。

平成30年度	協定施設	14施設	利用件数	17件	利用延べ人数	34人
--------	------	------	------	-----	--------	-----

※後期高齢者医療分含む。

## 10 趣旨普及

国民健康保険事業の円滑な運営のため、事業の内容についてしおり等の発行やねりま区報、区ホームページによる周知を行い、趣旨普及の徹底を図った。

### (1) 印刷物による周知

印刷物名	内 容	作成部数
国保のしおり	国民健康保険制度・事業の案内	150,000部
国保のお知らせ	保険料・給付関係・保健事業の案内	163,500部
ねりまの国保	事業概要	350部
外国語版国民健康保険ガイドブック（区独自版）	制度・事業・手続の案内（英・中・韓）	3,700部
外国語版国民健康保険ガイドブック（都共通版）	制度の概要（ベトナム・ネパール）	104部
ジェネリック医薬品希望シール	ジェネリック医薬品の普及促進	10,000部

### (2) ねりま区報による周知

平成30年度は、下記の記事を掲載した（区報は毎月1・11・21日発行）。

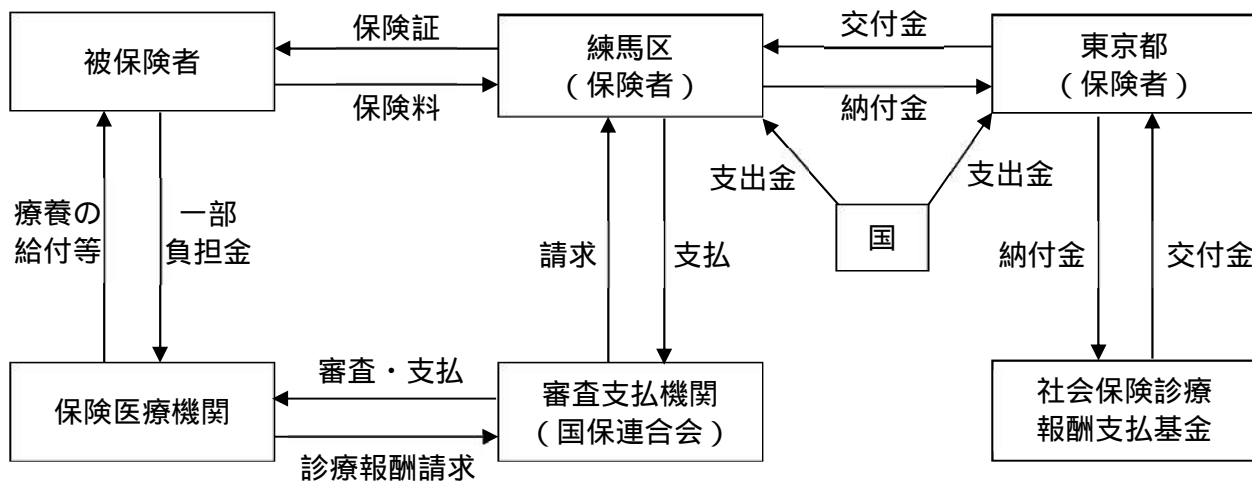
掲載号	記 事 名
4月1日号	国民健康保険料の保険料率が決まりました
	非自発的失業者のための保険料軽減制度
	生活習慣病に関する講座などを実施する団体を募集
	国民健康保険制度も守り、未来へつなぐために
5月11日号	加入・脱退の手続きは14日以内に
6月11日号	平成30年度の納入通知書を6月14日（木）に発送
6月21日号	基準収入額適用申請書を送付
7月1日号	限度額適用認定証などが新しくなります
	8月より高額療養費制度の自己負担限度額が変更になります
7月11日号	国民健康保険の新しい高齢受給者証を送付
7月21日号	保険料に未納がある方は納付相談を
8月21日号	特定健康診査の受診はお済みですか
10月11日号	加入・脱退の手続きは14日以内に
11月11日号	11月～来年3月納期分の納付書を送送
	保険料の減額・免除の相談を
12月1日号	保険料は納期限までにお支払いを
12月11日号	医療費と介護サービス費が高額な方へ
1月21日	葬祭費を支給・交通事故などでケガをしたときは届出を
2月1日号	正しい保険料の算出などのために税金の申告を
	退職前に考えましょう
2月11日号	国民健康保険料仮徴収のお知らせを2月15日（金）に発送
2月21日号	有料広告を募集～国民健康保険料の納付書送付用の封筒

### (3) インターネットによる案内

区ホームページの「暮らし・手続き」を通じて、国民健康保険制度の概要、加入・脱退、保険料、各種給付等を案内している。

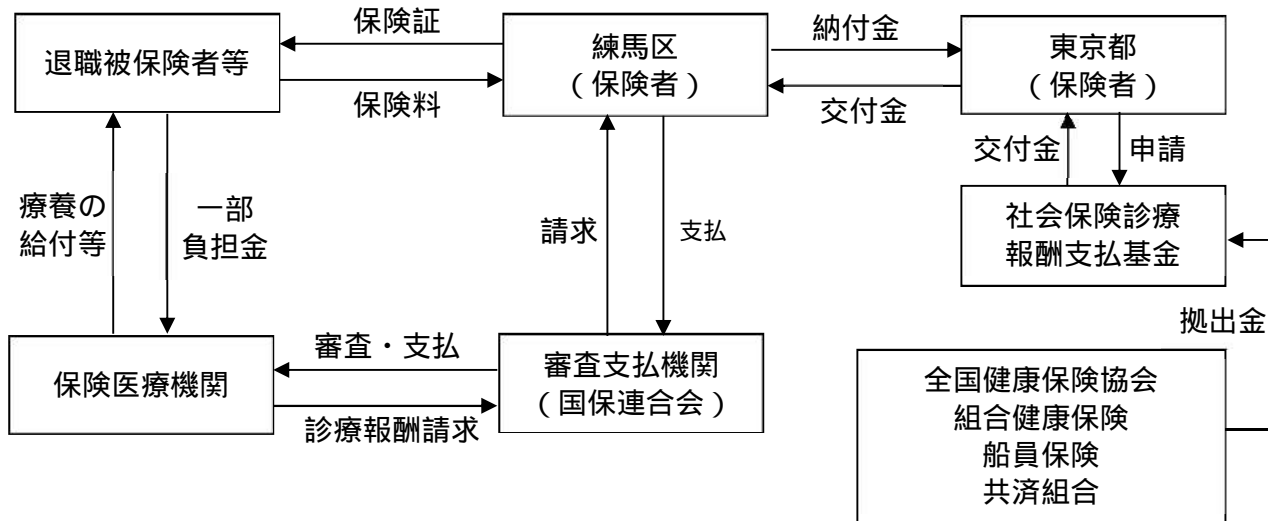
< 資料編 >

### 国民健康保険制度のしくみ



国民健康保険制度での医療に要する費用は、保険料および国や都からの支出金等で賄っている。

### 退職者医療制度のしくみ



退職者医療制度での医療に要する費用は、保険料および交付金で賄われるため、公費負担はない。本制度は平成 20 年 3 月 31 日で廃止された。経過措置による新規適用は 26 年度末で終了した。

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表  
（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	練馬区
都道府県・保険者番号	1   3   -   0   2   0

事業開始年月日	昭和36年12月 1日
---------	-------------

一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	0円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	103,845					
被保険者数	総数	149,212	3,838	47,309	22,163	3,476
	退職被保険者等	191	0			
	一般被保険者	149,021	3,838	47,309	22,163	3,476

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	105,586					
被保険者数	総数	153,118	3,750	48,742	22,191	3,368
	退職被保険者等	513	0			
	一般被保険者	152,605	3,750	48,742	22,191	3,368

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	53,139	54,431
介護保険第2号世帯数	45,584	46,461

	年度平均
標準負担額の減額状況	3,027

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	54

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		(再掲) 他県からの転入	4,768						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		(再掲) 他県への転出	4,903						
		12,985	18,918	414	470	0	1,234	34,021	
		10,667	19,531	784	863	5,548	2,648	40,041	

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	76	0	76

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1)(市町村)  
 (平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	練馬区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 2 0

経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[ 1 ] 収入状況及び支出状況

収 入				支 出						
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料	一般被保 険者分	医療給付費分	12,368,083,527		給 付 費	総 務 費		1,244,106,867		
		後期高齢者支援金分	3,783,692,605	3,783,692,605		一 般 被 保 険 者 分	療養給付費	34,138,791,362		
		介護納付金分	1,472,651,231				療 養 費	626,778,470		
	一般被保険者分計	17,624,427,363	3,783,692,605	1,472,651,231			小 計	34,765,569,832		
	退職被保 険者分	医療給付費分	42,626,141			高額療養費	4,759,535,657			
		後期高齢者支援金分	13,063,706	13,063,706		高額介護合算療養費	5,081,715			
		介護納付金分	10,657,110			移 送 費	183,367			
	退職被保険者等分計	66,346,957	13,063,706	10,657,110		出産育児諸費	201,198,370			
	計	17,690,774,320	3,796,756,311	1,483,308,341		葬 祭 諸 費	53,200,000			
	国 庫 支 出 金	2,240,000				育 児 諸 費	0			
都道府県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	40,272,937,734			その他	52,620,007				
	交 付 金	保険者努力支援分	193,048,000			一般被保険者分計	39,837,388,948			
		特別調整交付金分	256,362,000			療養給付費	132,590,074			
		都道府県繰入金(2号分)	165,321,000			療 養 費	2,554,968			
		特定健康診査等負担金	177,356,000			小 計	135,145,042			
		保険給付費等交付金(特別交付金)計	792,087,000			高額療養費	18,997,785			
	財政安定化基金交付金	0			高額介護合算療養費	19,099				
	そ の 他	0			移 送 費	0				
	計	41,065,024,734			退職被保険者等分計	154,161,926				
	連 合 会 支 出 金	0			審査支払手数料	146,543,799				
一般会計繰入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,974,199,740	422,847,600	177,097,440	計	40,138,094,673				
	保険基盤安定(保険者支援分)	1,244,142,927	270,643,317	94,777,904	事 業 費	国民健康保険 費分	医療給付費	一般被保険者分	15,678,704,572	
	職員給与費等	1,165,845,703				退職被保険者等分	62,177,003			
	出産育児一時金等	134,132,246				医療給付費分計	15,740,881,575			
	財政安定化支援事業	0				一般被保険者分	4,959,232,869	4,959,232,869		
	そ の 他	2,380,804,175				退職被保険者等分	20,487,969	20,487,969		
計	6,899,124,791	693,490,917	271,875,344	後期高齢者支援金等分計		4,979,720,838	4,979,720,838			
直 診 勘 定 繰 入 金	0			介護納付金分	1,992,128,438	1,992,128,438				
そ の 他 の 収 入	125,058,129			計	22,712,730,851	4,979,720,838	1,992,128,438			
小 計 ( 単 年 度 収 入 ) A	65,782,221,974	4,490,247,228	1,755,183,685	財政安定化基金拠出金	0					
				保 健 事 業 費	14,157,957					
				特定健康診査等事業費	690,325,047					
				健康管理センター事業費	0					
				計	704,483,004					
				保険給付費等交付金償還金	0					
				直 診 勘 定 繰 出 金	0					
				そ の 他 の 支 出	982,806,579	18,842,448	9,144,997			
				小 計 ( 単 年 度 支 出 ) B	65,782,221,974	4,998,563,286	2,001,273,435			
				単 年 度 収 支 差 ( A - B )	0	-508,316,058	-246,089,750			

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0		
繰越金 D	600,000,000			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	66,382,221,974			支出合計 (B+F+G+H)	65,782,221,974		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	600,000,000		
				うち次年度への繰越金 I	600,000,000		
				うち基金積立金 J	0		

[ 2 ] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		

[ 3 ] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	600,000,000	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	600,000,000	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	600,000,000

備考 作成者氏名 印

様式14(市町村)(つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)  
(平成30年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	18,372,574,884	16,326,691,313	45,931,137	44,491,829	2,001,391,742	13,588,453
	滞納繰越分	3,645,388,686	1,249,513,126	2,291,787	946,706,363	1,449,169,197	6,841,439
	計	22,017,963,570	17,576,204,439	48,222,924	991,198,192	3,450,560,939	20,429,892

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	34,082,212,152	34,138,791,362	49,420,605	7,158,605	0
		現年度分(再掲)	34,082,212,152	34,138,791,362	49,420,605	7,158,605	0
	療養費	計	626,134,150	626,778,470	644,320	0	0
		現年度分(再掲)	626,134,150	626,778,470	644,320	0	0
	高額療養費	4,752,266,718	4,759,535,657	7,204,972	63,967	0	
	高額介護合算療養費	5,081,715	5,081,715	0	0	0	
	移送費	183,367	183,367	0	0	0	
	その他の保険給付費	304,918,377	307,018,377	2,100,000	0	0	

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.41	0.00	42,144	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.40	0.00	13,592	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.08	0.00	15,486	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
88.93%	34.34%	79.90%
備考		
	作成者氏名	印

様式 14 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 18,451,478	千円 1,374,255	千円 1,406	千円 17,716	千円 3,852,612	1増・2減	千円 331,113	千円 12,874,376		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 12,403,124	千円 0	千円 6,048,354	千円 0	% 7.32	% 0.00	円 39,000	円 0		
67.22 %	0.00 %	32.78 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 169,441,578	千円 0	106,312	46,171	16	594	3,289	155,086	千円 580	
所得割の 算定基礎	課税総所得金額 （基礎控除）		課税総所得金額 （各種控除）		市町村民税の所得割額		市町村民税額等	その他	
資産割の 算定基礎	固定資産税額等		固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料(税) 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 5,622,635	千円 422,848	千円 426	千円 5,427	千円 1,126,309	1増・2減	千円 106,330	千円 3,961,295		
保険料(税)算定額内訳				料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,761,603	千円 0	千円 1,861,032	千円 0	% 2.22	% 0.00	円 12,000	円 0		
66.90%	0.00%	33.10%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 169,441,578	千円 0	106,312	46,171	16	594	2,926	155,086	千円 190	
所得割の 算定基礎	課税総所得金額 (基礎控除)	課税総所得金額 (各種控除)	市町村民税の所得割額		市町村民税額等		その他		
資産割の 算定基礎	固定資産税額等		固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---



様式 14 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 2,093,887	千円 179,896	千円 19	千円 40	千円 322,068	1増・2減	千円 44,244	千円 1,547,620		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,233,485	千円 0	千円 860,402	千円 0	% 1.61	% 0.00	円 15,600	円 0		
58.91%	0.00%	41.09%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 76,613,964	千円 0	46,969	18,493	3	5	1,191	55,154	千円 160	
所得割の 算定基礎	課税総所得金額 （基礎控除）	課税総所得金額 （各種控除）	市町村民税の所得割額		市町村民税額等		その他		
資産割の 算定基礎	固定資産税額等		固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）  
（平成30年度）

保険給付状況  
1. 医療給付の状況  
(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	練馬区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 2 0

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	2,398,239	46,912,223,299	34,082,084,352	11,187,446,639	1,642,692,308
食事療養・生活療養（再掲）	25,245	676,769,664	349,450,803	322,097,121	5,221,740
療養費等					
食事療養・生活療養	23		127,800	-127,800	0
診療費	3,120	49,157,239	34,668,465	13,539,960	948,814
補装具	1,083	46,672,294	34,445,452	10,880,789	1,346,053
柔道整復師	76,475	620,365,875	447,811,032	169,688,943	2,865,900
アンマ・マッサージ	3,161	106,135,780	78,165,491	26,443,845	1,526,444
ハリ・キウウ	3,181	42,502,143	31,043,710	11,041,005	417,428
その他	0	0	0	0	0
小計	87,020	864,833,331	626,134,150	231,594,542	7,104,639
海外療養費（再掲）	144	4,216,603	2,996,895	1,209,311	10,397
移送費	5	183,367	183,367	0	0
計	2,485,287	47,777,239,997	34,708,529,669	11,418,913,381	1,649,796,947

(2) 前期高齢者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,206,499	25,645,769,392	19,171,715,506	6,014,248,290	459,805,596
食事療養・生活療養（再掲）	14,087	349,083,056	168,385,110	178,975,246	1,722,700
療養費等					
食事療養・生活療養	2		4,800	-4,800	0
療養費	35,807	390,580,067	293,751,083	92,012,681	4,816,303
海外療養費（再掲）	16	686,164	530,836	150,344	4,984
移送費	2	77,800	77,800	0	0
計	1,242,310	26,036,427,259	19,465,549,189	6,106,256,171	464,621,899

(3) 70歳以上一般分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	600,026	13,134,807,676	10,449,483,663	2,459,566,712	225,757,301
食事療養・生活療養（再掲）	7,532	188,898,392	91,860,248	95,729,144	1,309,000
療養費等					
食事療養・生活療養	3		50,800	-50,800	0
療養費	17,463	203,625,247	162,893,744	36,065,176	4,666,327
海外療養費（再掲）	5	468,150	394,302	93,631	-19,783
移送費	1	54,569	54,569	0	0
計	617,493	13,338,487,492	10,612,482,776	2,495,581,088	230,423,628

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	91,247	1,728,955,319	1,204,272,205	509,015,258	15,667,856
食事療養・生活療養（再掲）	873	16,573,398	5,569,678	11,003,720	0
療養費等					
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	2,723	26,308,390	18,415,470	7,891,171	1,749
海外療養費（再掲）	3	61,993	43,393	18,600	0
移送費	0	0	0	0	0
計	93,970	1,755,263,709	1,222,687,675	516,906,429	15,669,605

(5) 未就学児分再掲

療養の給付等	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	71,370	713,504,572	568,947,834	25,010,013	119,546,725
食事療養（再掲）	394	3,744,372	1,139,682	2,296,940	307,750
療養費等					
食事療養	0		0	0	0
療養費	205	4,091,924	3,276,055	65,843	750,026
海外療養費（再掲）	3	235,303	188,241	0	47,062
移送費	0	0	0	0	0
計	71,575	717,596,496	572,223,889	25,075,856	120,296,751

備考		作成者	
		氏名	印

様式 15 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	11,341	23,465	7,300	9,450	14,193	10,302	6,264	82,315	41,324
	高額療養費(円)	215,214,532	211,299,589	731,929,365	853,512,295	2,031,491,325	297,898,147	410,921,465	4,752,266,718	4,142,698,104
(再掲)前期 高齢者分	件数	8,768	22,715	2,921	5,216	8,238	8,325	3,797	59,980	
	高額療養費(円)	135,542,739	177,258,261	295,540,933	442,287,800	1,180,480,402	213,916,479	151,197,560	2,596,224,174	
(再掲)70歳以上 一般分	件数	6,395	21,398	596	2,514	4,665	7,569	3,082	46,219	
	高額療養費(円)	66,205,194	129,060,562	47,304,781	167,955,462	528,206,794	174,618,435	70,989,164	1,184,340,392	
(再掲)70歳以上現役 並み所得者分	件数	386	661	81	218	430	155	73	2,004	
	高額療養費(円)	13,043,362	14,312,732	8,422,515	21,784,684	81,605,792	10,142,746	5,268,270	154,580,101	
(再掲)未就学児分	件数	0	11	1	0	226	29	32	299	
	高額療養費(円)	0	557,608	50,598	0	15,769,808	310,841	4,841,055	21,529,910	
長期高額特定疾病該当者数								547人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	215
給付額(円)	5,081,715

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	476	760	0	0	49,362	50,598
給付額(円)	199,920,000	53,200,000	0	0	52,620,007	305,740,007

備考	作成者 氏名	印
----	-----------	---

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5.療養の給付等内訳  
(1)全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	26,749件	396,309日	15,650,908,203円
	入院外	1,190,429	1,832,294	17,103,218,097
	歯科	308,999	557,493	3,736,877,596
	小計	1,526,177	2,786,096	36,491,003,896
調剤		864,762	(1,042,017枚)	9,279,377,429
食事療養・生活療養		(25,245)	(1,023,174回)	676,769,664
訪問看護		7,300	43,238	465,072,310
合計		2,398,239	2,829,334	46,912,223,299

(2)前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	14,786件	205,047日	9,148,061,200円
	入院外	603,907	960,790	9,274,748,507
	歯科	144,211	262,845	1,713,726,326
	小計	762,904	1,428,682	20,136,536,033
調剤		441,449	(528,138枚)	5,013,111,373
食事療養・生活療養		(14,087)	(520,348回)	349,083,056
訪問看護		2,146	13,595	147,038,930
合計		1,206,499	1,442,277	25,645,769,392

(3)70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,886件	110,863日	4,792,329,502円
	入院外	300,658	491,783	4,687,829,509
	歯科	68,834	125,859	829,358,020
	小計	377,378	728,505	10,309,517,031
調剤		221,639	(268,170枚)	2,567,164,243
食事療養・生活療養		(7,532)	(281,971回)	188,898,392
訪問看護		1,009	6,449	69,228,010
合計		600,026	734,954	13,134,807,676

(4)70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	906件	9,901日	561,083,840円
	入院外	46,200	69,778	643,269,690
	歯科	10,998	19,332	121,410,300
	小計	58,104	99,011	1,325,763,830
調剤		33,018	(38,657枚)	374,455,031
食事療養・生活療養		(873)	(24,478回)	16,573,398
訪問看護		125	960	12,163,060
合計		91,247	99,971	1,728,955,319

(5)未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	462件	3,062日	199,709,130円
	入院外	36,615	54,600	304,920,260
	歯科	4,768	6,654	48,603,410
	小計	41,845	64,316	553,232,800
調剤		29,350	(39,637枚)	142,935,610
食事療養		(394)	(5,884回)	3,744,372
訪問看護		175	1,029	13,591,790
合計		71,370	65,345	713,504,572

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成30年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

一般状況

		本年度末現在	
			(再掲)未就学児
世帯数	単独世帯	118	
	混合世帯	54	
退職被保険者等数	退職被保険者	172	
	被扶養者	19	0
	計	191	0

		年度平均	
			(再掲)未就学児
世帯数	単独世帯	292	
	混合世帯	127	
退職被保険者等数	退職被保険者	423	
	被扶養者	90	0
	計	513	0

経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出		
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)	
保険料(税) 医療給付費分	42,626,141	医 療 給 付 費	療養給付費	132,590,074
保険給付費等交付金(普通交付金)	168,128,391		療 養 費	2,554,968
その他の収入	49,516,631		小 計	135,145,042
合 計	260,271,163		高 額 療 養 費	18,997,785
			高額介護合算療養費	19,099
			移 送 費	0
			計	154,161,926
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	62,177,003	
		その他の支出	400,057	
		前年度繰上充用金	0	
		合 計	216,738,986	

2. 保険料(税)収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	66,827,010	59,723,762	54,835	17,793	7,085,455	0
滞納繰越分	12,929,381	6,568,360	0	2,219,736	4,141,285	0
計	79,756,391	66,292,122	54,835	2,237,529	11,226,740	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	132,561,731	132,590,074	28,343	0	0
	現年度分(再掲)	132,561,731	132,590,074	28,343	0	0
療 養 費	計	2,554,968	2,554,968	0	0	0
	現年度分(再掲)	2,554,968	2,554,968	0	0	0
高 額 療 養 費		18,965,460	18,997,785	32,325	0	0
高額介護合算療養費		19,099	19,099	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞納繰越分	計
		89.37%	50.80%

備 考	作成者氏名	印
-----	-------	---

様式 17 - 2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-------------	----------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 90,180	千円 7,492	千円 0	千円 0	千円 14,338	1増・2減	千円 25,453	千円 42,897				
保険料（税）算定額内訳				/							
所得割	資産割	均等割	平等割								
千円 60,891	千円 0	千円 29,289	千円 0								
67.52 %	0.00 %	32.48 %	0.00 %	/							
課税対象額		課税対象	保険料（税）					災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数					減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 831,848	千円 0	509	316	0	0	25	751				

備 考		作成者	印
		氏名	

様式 17 - 3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-------------	----------------------

保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額				
千円 27,479	千円 2,305	千円 0	千円 0	千円 4,116	1増・2減	千円 7,845	千円 13,213				
保険料(税)算定額内訳				/							
所得割	資産割	均等割	平等割								
千円 18,467	千円 0	千円 9,012	千円 0								
67.20 %	0.00 %	32.80 %	0.00 %	/							
課税対象額		課税対象	保険料(税)					災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数					減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 831,848	千円 0	509	316	0	0	22	751				

備 考		作成者	
		氏名	

様式 1 8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F 表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	10,488	190,020,579	132,561,731	50,879,553	6,579,295
食事療養（再掲）	77	1,605,919	671,469	934,450	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費等	診療費	618,158	432,709	185,449	0
	補装具	366,678	256,669	110,009	0
	柔道整復師	1,926,462	1,348,485	577,977	0
	アンマ・マッサージ	721,865	505,303	216,562	0
	ハリ・キュウ	16,860	11,802	5,058	0
	その他	0	0	0	0
	小計	3,650,023	2,554,968	1,095,055	0
	海外療養費（再掲）	600,338	420,235	180,103	0
移送費	0	0	0	0	0
計	10,790	193,670,602	135,116,699	51,974,608	6,579,295

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	52	10	64	31	56	28	7	248	150
	件数	52	10	64	31	56	28	7	248
	高額療養費(円)	1,007,975	199,311	4,869,880	2,429,765	9,166,781	1,247,234	44,514	18,965,460
（再掲） 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								1人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	1
給付額(円)	19,099

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---



様式 18 - 2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）  
 退職者医療にかかる医療給付状況  
 （平成30年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4.療養の給付等内訳

(1)全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	67	848	41,822,340	18	196	6,494,070
	入院外	3,732	5,798	56,170,850	1,444	2,075	16,991,150
	歯科	995	1,752	11,022,600	413	761	5,013,310
	小計	4,794	8,398	109,015,790	1,875	3,032	28,498,530
	調剤	2,705	( 3,199 枚)	38,095,480	1,084	( 1,297 枚)	11,257,740
	食事療養	( 60)	( 1,866 回)	1,304,619	( 17)	( 461 回)	301,300
	訪問看護	7	16	197,120	23	138	1,350,000
	合計	7,506	8,414	148,613,009	2,982	3,170	41,407,570

(2)未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0)	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

給 付 別 表 体 V 表 (1)  
( 全 体 )

(平成30年度)

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分				
		費用額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分 指定公費(再掲)
				薬剤一部負担		
老人医療 (法制 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 51)	1,190,922	6,683,340	4,677,545	1,400,738	0	605,057
心障医療 (法制 80)	278,652,809	1,945,873,100	1,400,762,665	281,851,638	0	263,258,797
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	19,966,924	330,926,190	231,792,563	25,587,941	0	73,545,686
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	3,428,874	46,511,040	33,261,100	3,361,016	0	9,888,924
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	4,602,073	146,717,590	106,835,894	25,319,523	0	14,562,173
C型肝炎(法制 86) (法制 85 経過措置含)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)	0	-11,440	-9,152	0	0	-2,288
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)	120,312	1,866,570	1,493,256	186,649	0	186,665
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)	20,587,360	636,120,470	445,284,329	18,660,199		172,175,942
結・精適用医療 (法制 10・21)	1,135,883	745,319,090	526,174,145	50,049,626	0	169,095,319
計	329,685,157	3,860,005,950	2,750,272,345	406,417,330	0	703,316,275

2 出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	484	190,050,000

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 V 表 (2)  
( 70 歳 以 上 一 般 分 再 掲 )

(平成30年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分				他法負担分 指定公費(再掲)
		費用額	保険者負担分	一部負担金		
老人医療 (法制 41)						
特殊疾病 (法制 51)	0	-7,930	-6,344	-1,310	-276	
心障医療 (法制 80)	41,149,063	386,514,930	309,211,944	43,992,175	33,310,811	
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	114	1,442,300	1,153,840	29,019	259,441	
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	245,458	7,033,720	5,626,976	166,359	1,240,385	
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	1,778,665	41,335,810	33,068,648	6,375,064	1,892,098	
C型肝炎(法制 86) (法制 85 経過措置含)	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 87)						
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)						
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)						
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)						
結・精適用医療 (法制 10・21)	1,090,958	44,507,820	35,606,256	4,368,861	4,532,703	
計	44,264,258	480,826,650	384,661,320	54,930,168	41,235,162	

2 70歳以上一般分の療養の給付に係る指定公費

	金額
当年診療分(訪問看護含む)	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 V 表 (3)  
( 70 歳 以 上 現 役 並 み 所 得 者 分 再 掲 )

(平成30年度)

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 41)					
特殊疾病 (法制 51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 80)	1,769,345	14,439,300	10,107,510	2,250,101	2,081,689
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	163,018	2,205,520	1,543,864	0	661,656
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	14,413	5,198,940	3,639,258	839,997	719,685
C型ウイルス肝炎(法制 86) (法制 85: B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)					
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)					
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)					
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)					
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0	0
計	1,946,776	21,843,760	15,290,632	3,090,098	3,463,030

備 考	
--------	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13 - 020	練 馬 区		

給 付 別 表 V 表 (4)  
( 未 就 学 児 分 再 掲 )

(平成30年度)

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 41)					
特殊疾病 (法制 51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)					
C型ウイルス肝炎(法制 86) (法制 85: B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)	0	-11,440	-9,152	0	-2,288
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)	120,312	1,866,570	1,493,256	186,649	186,665
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)					
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)					
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0	0
計	120,312	1,855,130	1,484,104	186,649	184,377

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 V 表 (5)  
( 前 期 高 齢 者 分 再 掲 )  
(平成30年度)

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分				指定公費(再掲)
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
老人医療 (法制 41)						
特殊疾病 (法制 51)	10,800	651,370	455,166	120,200	76,004	
心障医療 (法制 80)	106,462,098	836,786,130	624,401,786	112,565,670	99,818,674	
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	269,571	3,862,670	2,848,099	373,321	641,250	
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	2,173,414	24,935,830	18,158,453	1,956,506	4,820,871	
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	3,084,056	78,060,630	58,776,022	13,648,911	5,635,697	
C型肝炎(法制 86) (法制 85 経過措置含)	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 87)						
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)						
乳幼児・その他医療 (区市町村単独)						
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)						
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)						
結・精適用医療 (法制 10・21)	1,090,961	92,628,830	69,290,963	8,007,251	15,330,616	
計	113,090,900	1,036,925,460	773,930,489	136,671,859	126,323,112	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (1)  
( 全 体 )

(平成30年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費**(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 41)	0	0	0	/
特殊疾病 (法制 51)	15,436	5,776	9,660	0
心障医療 (法制 80)	41,069,171	18,795,411	22,273,760	0
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	1,585,727	639,827	945,900	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	257,480	131,390	126,090	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	221,034	94,974	126,060	0
C型肝炎(法制 86) (法制 85: B型肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)	62,766	26,046	36,720	0
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)	1,554,390	487,200	1,067,190	0
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0
計	44,766,004	20,180,624	24,585,380	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	指定公費(再掲)
訪問看護	7,300	465,072,310	336,763,530	22,511,267	105,797,513	/

備考						
----	--	--	--	--	--	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (2)  
(70歳以上一般分再掲)  
(平成30年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費**(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 41)				
特殊疾病 (法制 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 80)	8,322,778	4,112,468	4,210,310	0
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	112,530	54,160	58,370	0
C型ウイルス肝炎(法制 86) (法制 85: B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)				
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0
計	8,435,308	4,166,628	4,268,680	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分 指定公費(再掲)
訪問看護	1,009	69,228,010	55,698,993	5,925,108	7,603,909

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		



給 付 別 表 N 表 (3)  
(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(平成30年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る食事療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 41)				
特殊疾病 (法制 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 80)	278,695	95,615	183,080	0
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型肝炎(法制 86) (法制 85: B型肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)				
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0
計	278,695	95,615	183,080	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	125	12,163,060	8,514,142	1,325,071	2,323,847

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (4)  
(未就学児分再掲)

(平成30年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費**(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 41)				
特殊疾病 (法制 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)				
C型ウイルス肝炎(法制 86) (法制 85: B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)	62,766	26,046	36,720	0
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0
計	62,766	26,046	36,720	0

2 訪問看護療養費に係る分

区 分	件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪 問 看 護	175	13,591,790	10,873,432	15,616	2,702,742

備 考	
--------	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13 - 020	練 馬 区		

給 付 別 表 N 表 (5)  
(前期高齢者分再掲)

(平成30年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費**(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 41)				
特殊疾病 (法制 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 80)	16,194,155	7,551,945	8,642,210	0
ひとり親家庭等医療 (法制 81)	15,860	4,820	11,040	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担なし)	59,400	25,380	34,020	0
大気汚染関連疾病 (法制 82 自己負担あり)	167,540	70,530	97,010	0
C型ウイルス肝炎(法制 86) (法制 85: B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 87)				
乳幼児医療 (法制 88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制 88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 10・21)	0	0	0	0
計	16,436,955	7,652,675	8,784,280	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	指定公費(再掲)
訪問看護	2,146	147,038,930	110,509,280	12,014,722	24,514,928	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		

給 付 別 表 U 表

公常用

(平成30年度)

1 高額介護合算療養費（C表(2)内訳）

	全 体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上 一般分 （再掲）	70歳以上 現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
給 付 額	5,081,715	3,878,108	636,768	543,909	0

2 高額介護合算療養費（上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分）

医療費助成事業名 （法制番号）	全 体	前期高齢者 （再掲）	70歳以上 一般分 （再掲）	70歳以上 現役並み （再掲）	未就学児 （再掲）
老人医療 （法制 41）	0				
特殊疾病 （法制 51）	0	0	0	0	0
心障医療 （法制 80）	1,735,813	1,425,290	303,595	6,928	0
ひとり親家庭等医療 （法制 81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 82 自己負担なし）	136,163	136,163	0	0	0
大気汚染関連疾病 （法制 82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
C型肝炎 （法制 86） <small>（法制 85：B型C型肝炎経過措置含む）</small>	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 （法制 87）	0				0
乳幼児医療 （法制 88 都+区市町村）	0				0
義務教育就学児医療 （法制 88 自己負担あり）	0				
義務教育就学児医療 （法制 88 自己負担なし）	0				
結・精適用医療 （法制 10・21）	0	0	0	0	0
計	1,871,976	1,561,453	303,595	6,928	0

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13 - 020	練馬区		



令和元年9月 発行

## ねりまの国保

令和元年度（2019年度）

— 平成30年度実績 —

編集・発行 練馬区 区民部

国保年金課・収納課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03(5984)4551